

参議院農林水産委員会會議録第二十二号

算前等については、その間に通算の措置ができるようになっております。ただ、前回におきましても御説明いたしましたように、厚生年金制度からこの組合に移る者につきましては、その組合が充足いたします際に厚生年金から

して、できるだけさような措置をとるように検討したいと思っておりますが、現在の段階におきましては、さような方法で一応調整をいたしたい、かように考えております。

○大河原 次君 大体お話の点はわか

るのですけれども、ただ、今説明されたような点について非常に疑問を持たざるを得ないわけですね。何かそこに法の不合理な点が是正されておられないような気がするので。任意継続制度によつて、いかにも職場がかわつた場合の通算がカバーされるような、そういうお話の筋であるように思うのですが、任意継続の問題と、それからまた職場の転換が行われた場合に通算がされないというところは、おのずと違つた線であると思うので、従つて、任意継続は任意継続として、当然やはり厚生年金と同じような立場に立つてやられるのが正しいと思うのですが、ただ、職場がかわつたということによつて、それに対する通算が行われないということは、この法の不備が露骨に出されておるといふ、何かこういふことについてこれを十分にカバーし得るような別の方法はないかどうか。そういう点について、今、将来の問題として十分考へてみなければならぬということをお話したのでありますが、僕としては非常に……これは今日制度になつておる厚生年金とおのずと違つておるのですが、通算されないというところに僕らは非常に不満を感じておるわけなんです。これを十分カバーし得るような一つの、そういう方策というものが無いものかどうか。ちょっとお聞かせ願ひたい。

○説明員(河野恒雄君) ただいまの点につきましては、実は社会保障制度審議会における議論もその点が相当重要な点として議論されたのであります。これは単にこの組合のみならず、他の組合におきましても、いわゆる現在ある年金制度につきましてはほとんどやばり通算が事実上できないのでございまして。これはお話がございました通り、職場を転換した場合に非常に不利になるんじやないかと、本人の不利になるんじやないかということ、当初からこの問題については議論があつたのでございまして、現在のいろいろな仕組みを考えまして、私も、さうな点で他の共済組合と共通な点をできるだけ多くして、通算のできる態勢を整えたいというところで、さうな観点からいろいろ検討して、この組合の給付内容等につきましては、できるだけ他の組合と近づけるというところで検討されております。ただ、厚生年金等と比較いたしましたら、さらに理論的にもいい点は当然組み入れなければなりませんし、他の共済組合と比較して、他の共済組合の欠点になつておりますような給付内容をこの組合は改めたといふところもございまして。従ひまして、完全に他の組合と共通になつておりましたら通算はできませんけれども、さうな点について若干の相違がございまして、この組合発足と同時に通算を直ちにやるといふことは非常に困難でございまして。従ひまして、さうな点については先般もお話がございましたように、今後の問題として、できるだけこの組合のみならず、ほかの組合との通算の問題もございまして。ほかの組合からの通算の問題もございまして。従ひまして、全般的にさうな点で厚生省その他とも連絡しながら措置を考へて参りたい、かように考へております。

○大河原一政君 将来考えられる国民年金制度というものが、これは岸総理大臣も、最も近い将来において望ましい国民年金制度を確立したい、これによつて、今日もう多種多様になつておる年金制度を統合すべきだということを書かれておりますが、今御質問申し上げましたそういう職場転換に対して通算ができないというふうな、そういう不満はいらぬかと思ひます。さういふ点も、将来考えられる国民年金制度が確立された場合には是正されるべきものであるというふうに考へていいかどうか。

○政府委員(渡部伍良君) 当然その点は、今農協部長が御説明申し上げました通り、一つの大きい課題として研究が進められておるのであります。

○北村暢君 私は一点だけ伺ひたいのですが、この共済制度が農協の発展のために、農協職員の生活、身分を安定するためにという趣旨でできておるわけですが、ところがこの共済制度をやりますといふと、相当この事務負担といふものが出てくるのであります。前の質問で田中委員もこの点非常に指摘しておられるのですが、私も実はさういふふうにおもひます。それで、非常にまあこの農協の特性からいって、非常に弱小な単協もすい分たぐさんあるわけがございまして、さういふ弱小な単協のあるところで共済事業の事務負担といふのは相当な事務負担になる。まあさういふふうにおもひますが、ここにもありますように、相当多数の農協、あるいは森林組合その他の組合等もたくさんあるわけですが、事務のやり方によつて相当むだなことになりかねないのじやないか、さういふふうにおもひますが、どういふふうな形で指導をして事務の簡素化と

いいですか、たとえばこの農協の段階とかといふところで専門の人を置いてやるとかいうのはどういふふうにお考えられるのか。どういふふうにお指導しようとしておられるのか。この辺のところをちょっと伺ひたい。

○政府委員(渡部伍良君) 組合の負担は、一点は掛金の負担、一点はたゞいま御指摘の事務の負担でございまして。その事務の簡素化の問題につきましては、まだ最終的な結論には到達しておりませんが、関係者の間でもその問題が提起されておまして、純然たる独立の機構を作つて、人員を整備してやるべきか、現に農協では建物共済、生命共済等もやつておるわけですから、その機構をどの程度利用できるものか、あるいは一般の系統組織をどの程度利用できるものか。さういふものについて目下関係団体の共済の間でもよく研究しておるわけでありまして、いづれにしてもすでに基礎の組織があるわけでありまして、できるだけ経費の少くで能率の上るようなことを考へたいと、さういふふうにおもひます。

○北村暢君 これは短期給付がないので、長期給付だけです。事務量としては私はさう大したものじやないと思ひます。さういふところに農協なり、水産協同組合、森林組合です。おのおのがこれを担当する人を置いておくと、同じその事務所内にですね。農協なり農協階においてこの農業共済の事務の担当者置くということになるという、非常に不経済になるのじやないか。だから農協なり、水産協同組合なり、森林組合なりの実際の末端の事務はそこでやつてもらうのですけれども、農協階にまとめたような機関で、農業協同組合中央会なり、森連の連合会なりですね、どこで取り扱うかわかりませんが、とにかくさういふ一カ所のところ全体のものを取り扱うようなふうにしたならば、非常に事務が簡素化できるのじやないかと思ひます。ただ、それを各系統別に全部担当者置くということになる、非常に不経済になるのじやないか、さういふふうにおもひます。

それから、この事務量については、今までの公務員の共済組合でも同じで、事務に要するものは国で負担せしめ、さういふことを盛んに言つておるのじやないか、なかなかさういふわけにいかないの、公務員の場合も、実際に、何と言ひますか、内しよでもってほかの、まあ経理事務とかをやる人が、さういふに籍を置きながら、実はその共済の仕事をやつておるといふことが非常にたくさんあるわけなんです。ですから、さういふことになつて、今までの本来の農協の業務なり事務なりといふものに携つておる者をさいて農協共済組合の仕事にさせるということになれば、農協なりその他の団体の事務負担といふものがふえる形となつて、せっかく農協を振興させるためにやるものが負担が大きくなつて、かえつてその趣旨にそぐわなくなるのじやないか、さういふようなことを私は心配するわけなんです。

それからもう一つは、一人百円の事務費負担、さういふことでございまして、けれども、これもこの私学との均衡上その程度までもつていくといふのですから、私学の場合短期給付も取扱つておるので、その事務分は長期

だけで百円しかということとは、はつきりしないまでも、確かに私はやはり百円というものが低いんじゃないか、こういうふうにも思うのです。それから、船員の共済を見ても、事務負担が三百幾らになっておるようです、この資料を見ても。そうしますと、私学の場合の二百二十円の場合と、この船員の場合、どういふ条件であらうか、ふうに事務負担の負担がかかるかしりませんけれども三百幾らという例もある。従って農協の場合は末端の組織という組織というのが、先ほど言いました非常な人数の少い弱小組織というのが非常に多いのですから、そういう点からいっても、この事務の面が非常に多くなるんじゃないか。しかも、農協職員というものが、今まで身分の安定がしてないから非常に出入りが多い。やめたり入ったりする出入りが非常に多いということも手伝ってこの事務分限というものがふえてくるのじゃないか。ほかと比較して決して少ないとは言えないんじゃないかというふうに判断しておるのです。ですから、この農協の特性からいけば、事務費の補助の百円というのは、これは事務費を負担するということになって、百円を限度にするのではなくて、かかっただけ全部負担するの、それとも相当部分の事務分限のふえたものは、在来の系統の各団体が事務分限をある程度補なっているか、事務費は国庫負担するところ、事務費は国庫負担するということになると、やはり相当にかかっただけのものが国庫負担として出さざるやうな形をやはり実質的にとるべきだ。そうでないと、せっかくの農協の振興という趣旨が事務負担で

過重になるということがあつては法の趣旨に合わないのじゃないか。それは往々にしてそういう方向にいく可能性があると、こう見ておるのです。従ってどういふようですが、この点についてお尋ねするわけですが、この前の答弁でも、実際にやってみてこれが百円をオーバーするやうであればまた考えるのだ、こういうことのもうでなければならぬ、これはもう確実なオーバーするのじゃないかと思うのですから、その点についての今後の処置というものについて、農業協同組合なり各種団体の特性というものは、やはり相当考慮してやることがあるのじゃないか、こういうふうな必要があるのじゃないか、その点の見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(渡部良君) 御指摘の通りでございますが、少し具体的なお話を申し上げますが、あの農協の共済連です。建物とか生命共済とか、これは事務分限がふえまして、そうして今までのやり方ではとてもいけないので、加藤経研研究所に頼まされて、その合理化について研究してもらつておるわけなんです。そうして整理の仕方、そういうものについて相当刷新することにしておるわけなんです。これは何といひますか、単位が非常に大きい。それからこの農業団体だけでも三十万近く、一人一人、一銭も違つてはならぬわけですから、その整理が必要であるし、その整理はある程度機械的にできるわけでありまして、そういう点も取り入れましてやるわけでありまして、これはもうすでに銀行とかあるいは生命保険会社等では、そういう新しい整理の仕方をずっと前から取り入れてやっております。ですからそういう点も考慮すると同時に、要するに一人々々をカードに整理して、取り立てとそれから給付を正確に行う方法を考えればいいわけですから、末端——何と言ひますか組合本部、支所を置くことになると思いますが、その中間の経費はこれは系統組織の利用によつて、連絡員なりあるいは職員でなくとも、ある事務を委託すればいいわけですから、そういうことで具体的にこの法律が通りますれば、さつそくある程度事務機構を整えましてつとめていきたいと思ひます。三十万人にしますと一人百円、三千万円、それからこの契約で四十億程度の積み立て金の委管が得られますと二億あまりの金が運用できると思ひます。それと、今の管理の費用とのバランスの問題であります。これらの点は組合発足までに、はつきりした数字が出ると思ひます。その上で百円が不足なら、これはどうしてもめんどうでも国に御厄介にならざるを得ないのじゃないか、私どもはそう考へておるわけでありまして。

○東隆君 私はこの法案がまだ海のものとも山のものともわからない昨年十二月、その時分にこの委員会が一応いろいろ討議をした際に、この制度に公共性を持たなければならぬ、公共性を保持するが、ゆゑに年金制度が確立されるという根拠がある、こういうお話が皆さんから出たはずで、そこでその公共性という点からいって、今度関係する農業協同組合法以下九つのいろいろの法律によつてできる団体、これは私は公共性という点において決してほかのものに一等を輸するものではない、こういうような考へ方を持つてですが、たまたま事務費の問題でもつ

て学校法人の関係ですね、それに比べて少いものになった、こういう事態が起きたのは、私は当初この法律を進めるときに、農業団体のみを対象にしておらずに、農業関係の団体、それが加わりまして、それで予算が少くなつたのじゃないか、こういう懸念があるのです。もしそうだとすれば、早急に対策を講じなければならぬと思ひ、それからそうでないとするならば、新しくできるところのこの共済組合によるところの年金制度は、これは普通のものよりも公共性が少いのだ。従つて政府が、国が金の出し方を惜しんでおるのではないか、こういうことになつてくるわけなんです。それで私は前にできております、たとえば厚生年金保険とか、あるいは船員保険であるとか、あるいは恩給、それから公共企業体職員共済組合、あるいはそういうようなものがあつてありますが、そういうようなものの中で、私立学校職員共済組合、これらの関係ですが、この中におけるところの重要な問題は、民主主義の原則がこれらの組合の中に備いておるか、備いておらないかという点で、私は非常に重要な中身になつておると思ひ、公共性の問題から参りまして、それで共済組合の中には民主主義の原則が備いておるし、それからその他の農業関係あるいは漁業関係の団体の中には、これは民主主義の原則の備いておると同時に、私はかえつて町村に近いような強制加入のやうな形のもとに、おけるところの組織になつておる、そういう組織がここに出現しておる。そこで私立学校の場合と比較をしたときに、何もそんなに公

共性という点において劣つておるものと思ふのです。それでかえつて私立学校は、私はその当時申し上げたのですが、例のアメリカのシンクレアなんかは、私立学校ほど資本主義のなほはだしいものはない、こういうふうにおつておる。ことに最近の日本における私立学校の入学の試験の現象だの何だのそういうものを考へてみると、だいたいどうも営利本位になつておるのじゃないか。貧乏人なんかなかなか入れません、あの学校には非常に金持ちな人で、相当別なものを持たなければならぬ、入れないやうな、そんなやうな態勢になつてきておる。私は私立学校法人の共済制度を認めたときの考へ方を決して悪いとは思ひませんけれども、しかしそれと比較して農林漁業団体の関係のものが公共性あるいは民主主義の原則、そういうやうな点において劣つておる点があるならば、われわれはこの際国家からの助成を、これは少くもらつても満足することができると思ひますけれども、しかしそういう点で一つも劣つていない、だから私はもう一つ強力に突つた必要がある。ことに今度できる団体は協同組合には税金を課していますが、しかし税金を課することが私は大きな間違ひだらうと思ひます。そういう協同組合に対する非課税の原則という問題が、まだ戦争というやうなことからよつて非課税の原則がこわれてきたその情性をいふことにして、そして農業団体はまだ営利的な仕事をやつておるのだと、こういうやうな見方を農林省の方はお持ちにならぬかもしねぬけれども、大蔵省はそういうやうな考へ方を持つておるし、そうして農林省の要求に対して圧力を

加えておる、こういう面が出てくるのじゃないか。そこでやはり私は協同組合の非課税の原則を大きく確立をして、そして大蔵省に當つていくということと同時に、こういう問題について、学校法人と比較をしてそして決して國家がこれに対して助成をするに際して差をつけるなんていう、そういうことがあつてはいけない。これは私はなぜこういうことを主張するかというと、將來今度は國民年金制度といううなものに統合された場合に、こういう關係のものはこんな実績となつて出てくるわけだ。実績となつて必ず現われてくる。そういうようなことを考へた場合に、やはりこの際もう少し強力に突つ込んでいく必要があつたらう、こういうことを考へる。そんな考へ方からどういふ話し合ひをされたか。初め農林漁業全体を含めておりませんでしたから、そこで予算を取るときに、そういう点で少し減したのだ、そのために、はなはだやりづらかったのだ、こういうのならば、その点を明らかにされておいた方がいいのじゃないか、こういうわけだ。それと合せて、差がないということ、そこで一つはつきりしておいていただいた方が將來のためになると思ひますので、その点を一つ。

○政府委員(渡部伍良君) 率直に申し上げまして、昨年の暮からこの春にかけて、この法律を出すか出さないかというところは、政府あるいは黨の方で非常にもめたのであります。従ひまして予算についても、あるいはこの制度の内容についても、最終的結論に達するまでには、初めは五人以下のものは入れないとか、あるいは団体についてもこの法律を出すぎりぎりまで、人数は少いのであります。信用保証協会の場合は、入れるか入れないか、その実態がはつきりつかめなかつたのでありますから、そういう問題があつたわけでありまして、本年度の予算一千万円については、私も率直にお答え申しておりました。これは暫定的な計算だといふふうに私は考へておるわけでありまして、従つて先ほど北村委員の御質問にお答えしましたように、法律を通して実際に人数なり俸給なりそういうものを整理した上で、そして厚生年金からの移管の金額ももう少し見当をつけて、一人当たり百円以内のいかどうかというところは、はつきり出てくるわけですから、必要なものはぜひ考慮したい、そういう考へであります。その際に、御指摘の私立学校、農林関係の公共性の比較の問題であります。これは見方がいろいろあります。今國民年金制度になつていきますと、國民年金制度を与えるという、國民年金が一入人公共性を持つ。私はこの年金制度を考へていきますと、どうしてもそこまで到達していくのであります。しかし今までの考へ方としてはいろいろな見方があると思ひます。一方からいへば國が全部教育をやつたらい、私立学校なんかを作る余地を置いておくから、こういうことになるのだ。だから私立学校そのものの経営は相当御承知のように資本主義的な経営になつておる。私立学校、教育そのものはやりのやるものも負担しておるのだ、こういうところから、やはり私立学校法人というものが問題になつてくるのじゃないかと思ひます。しかしそれらはさておきまして、この制度をやる以上

は、やはりその制度がうまくいくように、当然私どもの方では最大の努力を払いたい、こういうふうな考へます。

○千田正君 今の東委員のお尋ねに關連してお伺いしますが、この法案が成立する前にたゞしておきたい重大な点は、先ほどから論議されておりますところの、將來國民年金法というものを成立させようとする政府の意図のありまます今日におきまして、この農林関係のこうした法律が、それに先行するところの暫定措置としての面として閣議が了解しておるのか、それともそういう年金制度をしかれた場合におきましても、このような公共的な面において特殊な今まで施行されておつたところの公務員あるいは地方公務員、並びに農協職員に対しては、將來は別個の面においてこの法案が存続するといふしつかりした考へを持っていなければ、私は將來年金制度というものがしつかりいくと九千万の人口、あるいは將來一億になるかもしれない人口のうちもの何十パーセントかはしらぬが、國民年金の対象になつた場合に、おそらく國家財政の立場からいいますと、今日行われているところのいわゆる社会保障制度の一環として行われておる生活保護制度の、たとえば、ただいまのような月二千五百円か三千円程度の年金しか支給されない、おそらくきつめて小範圍のいわゆる年金しか与えられないのじゃないかという非常なそこに危惧を感じるのです。で、先般衆議院のおつしやるように、この問題については閣議においても相当論争されて、まずこの種のあれとしては農協団体の職員のみこれだけを認めて、

あとからいろいろ問題が出ておることは應じない、一応これでピリオドを打つて國民年金制度に踏み切ろうじやないかというのが現官廳の考へらしい。その辺のラインをはつきりしておかないと、將來年金制度が全部しかれた場合に、これはもう解消して、そして月二千円や三千円くらいのものにしかならないとすれば、これは非常に私は残念なこと、この際その程度のけじめほどの程度はつきりして今度の法案がかかるのかというその目安はどうなんですか。

○政府委員(渡部伍良君) 國民年金制度が問題となつてゐる重要な点は、一点は醸出制にするか無醸出制にするかということ、それから給付の内容をどういふふうにするかということ、それから既存の各厚生年金制度との調整をどうするかという、こういう三点に要約されるのじゃないかと思ひます。そこで今まで議論になつておりますのは、既存の年金制度を後退するような調整の仕方であつてはならないという原則は、これはどなたも異議がないやうであります。それから現在の年金制度をよりよくすると同時に、今の國民年金まで持つていく調整をどういふふうにするかという点に絞られておるやうであります。これは社会保障制度審議會の中でまだ結論が出ておりませんが、委員さん方の個人的な意見、議論を戦わしている中で見ますと、共通の部面を國民年金でしまし、その上にこの醸出力に應じて上積み各職域によつて年金をやつていく、その際には現在の何といひますか、既得の權益を阻害しないやうに考へなければならぬ、そういう説も出

ております。あるいはもっと包含して、今の原則は忘れないでほかの方法をやつていけたらいいだらう、こういうふうな意見がいろいろ出ております。それらがおそらく総合されて社会保障制度審議會から答申になつてくると思ひますので、御指摘のやうな現在の制度が國民年金制度によつて不利益になるという点は全然考へられておらないやうであります。もちろん私ももとしましては全然考へておらないのでありまして、社会保障制度審議會の審議の模様を見ておりました。そういう点は非常に氣を使つてやつておられるやうであります。御指摘の点は御心に配ないのじゃないかと、こういうふうにお考へております。

○千田正君 私はこれは特に強く希望を申し上げておきたいのですが、今の局長のお答で大体納得しますが、今この最低線ですね、そういう國民年金制度がしかれるやうな場合に立ち至つた場合におきましての現行審議の過程にありまますところのこの法案に盛り込まれたパーセンテージですね。これは一応の最低基礎としてこれより下つてはいけません。マイナスになつてはいけません。またある場合においては、國民年金制度をしつ場合においては、各人自己醸出の負担が多少上つてもいいから、實際においては十分な將來の年金制度を確立するやうな一つ將來は、はつきりしたものを打ち出すという考へで、強くあなた方からも社会保障審議會等に対してはあくまでこれは最低線なんだ、國民年金制度がしかれる場合においては、醸出の面等においてはこれにあるいは上つても、パーセンテージは上つても、あくまでもこの

人たちのあれはやっていかなくちゃならないという強い線を打ち出して、あの人たちにも相当の了解させる必要があるのじゃないか。こういう運動といえは語弊がありますが、こういう了解的な話し合いをもっと強く打ち出して、いつていただきたい。この点を強く私は要望しておきます。もちろん審議会の答申をへて政府がわれわれに対して国民年金制度の提案が出てくると思ひますが、その際にもわれわれはわれわれの立場として農林委員会の各位からも相当強い意見を出されると思ひますけれども、まずもって政府の審議機関であるそういう人たちの了解を強くつけておく必要がある、こう思ひますので、特にこの点の了解運動を要望しておきます。

○政府委員(渡部伍良君) 御指摘の点は全く私同じ考えを持っております。御趣旨に従ってやりたいと思ひます。

○藤野繁雄君 この法律を読んでみますると、第五十三条に組合員の福祉を増進するための必要な事業というところについていろいろ規定してあるのではありません。それでこの組合員の福祉を増進するための必要な事業といふのはどんな構想であるかというところをお尋ねしたいと思ひます。私などは農業関係者におきましては、農業協同組合の役員のための共済事業を行う目的をもって、昭和二十六年の四月に、財団法人全国農業協同組合役員共済会というものを設立して今日に至っているのではありません。しこうしてこの共済会の目的といふものは、将来においては年金制度にまで発展せしむる目的を持って作られたのでありますから、言いかえれば今回の法

律の先駆的な役割を果たすものとして出たものであると信ずるのであります。そこで今回農林漁業団体役員組合が成立した上は、財団法人全国農業協同組合役員共済会といふのはその目的が達成されたのでありますから、当然農林漁業団体役員共済組合に合流すべきものであると思ひます。農林漁業団体役員共済組合では、先ほど申し上げましたように、組合員の福祉を増進するための必要な事業を定款で書けることができる、こういうふうになつておるのでありますから、私の考えをいたしましては、財団法人全国農業協同組合役員共済会の事業といふものは、組合員の福祉事業として農林漁業団体役員共済組合が取り扱っていくのが最もいい方法ではなからうかと考へるのであります。政府のお考えを承わりたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 全国農業協同組合役員共済会の事業は、一応この法律の共済組合とは別のものであります。しかしその共済組合のメンバーの相当多数の人に關係する事業でありますからして、御指摘のように、その關係の調整については新しくできまする組合において、組合の一つの福利事業としてやってもいいと思ひますが、これは当然取り上げようといふべきではないかと思ひます。

あるいはまた逆に、現在の役員共済会の方でもこれは独立しておきたいといふのであればそれでもいいと思ひます。いずれにしても共済会ができてしまつて、共済会の組合の決議によりまして福祉事業の一環としてやるかやらないかといふことはそれできめて

いくのが一番いいんじゃないか、こういうふうには私も考へておるのであります。

○藤野繁雄君 さつきも申し上げましたように、財団法人全国農業協同組合役員共済会といふのは、役員共済の將來においては年金制度を作ろうと、年金制度まで発展しようといふようなことで設けられて、それが今回の法律によつてその目的を達成するといふようなことになつたのでありますから、二つのものが同一ではないのだけれども、組織員においてほとんど同一なものであるのではありません。幸いにしつてさつき申し上げた五十三条では、組合員の福祉を増進するための必要な事業といふようなことが、定款で書けることができるというふうになつておるのでありますから、政府当局において、今申し上げた役員共済会の事業が、本法によつてできるところの共済組合の事業の、組合員の福祉を増進するための必要な事業として定款に定めるようにして、両々相待つて農協役員共済の福利厚生に努めていただくように希望を申し上げておきます。

○政府委員(渡部伍良君) 御趣旨の点は、私の方でも十分に承りました。共済組合、農林漁業団体の共済組合の設立の際に十分協議を進めたいと、こう思ひます。

○委員長(重政廣徳君) ここでしばらく休憩いたします。午後一時から再開いたします。

午後一時三十分再開

○委員長(重政廣徳君) 委員会を再開いたします。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案を議題にし、委員派遣の報告を願うことにいたします。

御出張をわすれられました各委員におかれましては、遠路御足労をいたいただき、まことにありがとうございます。

これから順次御報告をお願いいたします。第一班、堀君。

○堀末治君 先般派遣されました第一班の御報告をいたします。

第一班は、田中委員、東委員、特別に参加願ひました柴田委員と私の四名で、二十一日東京を出発、二十二日早朝より、名古屋中央卸売市場の本場及び枇杷島市場の現状を視察した後、県庁におきまして、県市当局及び関係者各位と中央卸売市場法及び同改正案について懇談を行い、二十三日帰京いたしました次第であります。

次に、その概要につきまして簡単に御報告申し上げます。

名古屋中央卸売市場本場の業務開始は昭和二十四年四月一日、また、枇杷島市場は昭和三十年九月十三日、他の大都市の市場に比してその歴史は浅く、総面積は、本場は四万三千八百九十七坪、枇杷島市場では九千五百三十坪で、その業務内容は、本場におきましては、鮮魚部、塩干魚部、青果部及びつづきの部でありまして、枇杷島市場は青果のみであります。

市場手数料は売上げの千分の一・六で、三十三年度予算では、年間売上げは百八十七億円が見込まれ、市場使用料は二千九百九十九万円が見込まれております。また卸売場、仲買場及び倉庫等の施設使用料は、四千二百六十万円が見込まれております。また、卸売人委託販売手数料は、青果は一割、果実

八分、つづきの八分、水産関係六分、鶏二分、卵一分であります。

次に、各関係者がひとしく述べられる本市場の特色について申し上げます。と、本市場の取引内容は、中央卸売市場の名に恥かしい、原始的な取引が續けられてゐることです。すなわち、相場場の立て方については、特に個人出荷が多い近郊の青果物については、ばら荷に値なしといわれるように、値段は、相手次第で高くも安くもつけられる相対取引、いわゆる袖の下取引でなされる場合が多く、その上、売られた荷物は当然その相場場であるにもかかわらず、小売商の車なり店先まで運搬せられる現状であり、生産農家は、去る昭和三十一年十一月に、名古屋中央卸売市場対策協議会を結成し、市場側と折衝を重ねており、昨年九月二十八日に、一、せり売りの励行、二、売買成立後の物品の卸売場渡しの実施、三、市場手数料を戦前の六分までに引き下げる旨の決議をなされたようであります。

次に、懇談会における各関係の方々御意見を申し上げます。

まず、改正案に対する各界の御意見を申し上げます。

第一点の、中央卸売市場の名称使用の制限については別段の意見はなく、第二点の、卸売の業務にかかる取引方法の制限に関する規定の新設については、卸売人代表より、開設者が農林大臣の認可を得てきめるものでは、今までと同様に競争が激しく、農林大臣がきめるべく法律で明確にすべきである旨の、生産出荷代表は、奨励金、歩戻金などは自費し、市場手数料を引き下げ



済ませまして、西成区にある大阪市食肉卸売市場へ参つたのであります。この食肉卸売市場は、大阪市が、政府の食肉関係流通機構の改善策に沿ひ、食肉の公正取引を実施するために、かつて市の食肉卸売商組合が所有をしていた屠畜場を買収し、政府の余剰農産物見返資金から九千六百万円の融資を受けて、新たに食肉卸売場及び冷蔵庫等を建て、本年一月から、中央卸売市場法に基く取引業務を開始したものであります。この取扱ひ品目は、牛、馬、豚、綿羊及びヤギでありまして、卸売場は三百四十六坪、一回の取引可能頭数は、牛馬二百三頭、豚四百五頭であります。冷蔵庫は空冷式で、地下室となつておりまして、その面積は三百四十坪、収容力は、牛馬六百五十八頭、豚六百四十四頭で、屠畜場、卸売場及び冷蔵庫間の枝肉の搬送は、すべてモノレールを使用するという、最新の設備を持つております。屠畜場の屠殺能力は、一日五時間作業で、牛三百頭、馬五十頭、豚五百頭であります。以上のような設備を有してあるのであります。現在、充足後日も浅いし、また、枝肉市場に対して関係者が批判的である等の理由によりまして、一日の屠殺量は、牛百頭、馬五頭、豚百五十頭程度で、このうち枝肉市場に上場されるものは六〇〇程度であります。取引は、中央卸売市場法に基いて行われておりますが、現在までのところ、価格の点については、生産者及び消費者にとっては、いい結果が出ています。荷受機関が二社、売買参加者が百三人であります。

特に卸売人の強い要望を申し上げます。と、枝肉市場の制度は、食肉の流通の合理化と食肉の公正取引の面から、まことにけっこうな制度であります。このため実施につきましては、全面的協力を惜しまないが、古い制度のもとに今日まで働いてきた多数の弱小な仲買人等は、現在失業に等しい状態に置かれてゐるのであります。これらの仲買人は、新しい荷受機関の職員として作業についておるのであります。が、上場される枝肉の頭数が少ないので、生計を維持するだけの給与が得られないという深刻な問題となつてゐるのであります。従つて、当局においては、農協等からの出荷について積極的な指導を行う等、これが救済策を早急に講立するのになければ、せっかくのこのよい制度の存立が危ぶまれるといふのであります。

以上をもつて調査日程を完了いたしました。二十三日帰京をいたしました。以上、御報告を申し上げます。○委員長(重政閣下) 第三班、雨森君。○雨森常夫君 第三班の視察の結果のごく概略を御報告申し上げます。第三班は、私と安部委員、北條委員の三人で、広島市の中央卸売市場を見て参りました。三月二十日東京発、二十一日広島に到着、さっそく県市当局から中央卸売市場の概況について説明を聞きまして、広島市の中央卸売市場は、昭和二十四年十月開設され、昭和三十一年の総取扱ひ高は約二十億、開設当時から見ますと、三倍以上の増加率を示しております。市場の需給の特質をいたしましては、蔬菜は、広島県が生産地であるため、県内産が七〇%

を占めておりますが、果菜では、県外産が六四%を占め、鮮魚は、七七%が県外から集荷されてゐる状況であります。県では、農林大臣からの職権委任により、中央卸売市場の卸売人の業務の検査、取引の改善等を指導中であります。翌二十二日朝六時から、草津にある魚市場を視察いたしました。引き続いて関係業者と懇談をいたしました。この市場は、県条例で認可してゐる類似市場であります。昨年の取扱ひ高は十九億四、広島県下魚介類入荷量の四五%を占め、魚市場として重きをなしている実情にあります。従つて、市の中央卸売市場としては、これを包括して、市場法による市場とすることが検討中であり、卸売人としても、当市場の歴史にかんがみて、市当局の善処が要望されました。

十時から中央卸売市場を視察しました。当市場は、面積六千七百坪、建坪四千二百坪でありまして、卸売人十二人、仲買人五十人、付属営業人三十五人、売買参加の指定買出人は六百九十六人でありまして、有名な大長ミカンを始め、県下島嶼部の柑橘がばらで船積みされて出荷されて、場内の果菜機で選別され、せり売られてゐる状況等を視察しました。午後から市場内の会議室で、生産者、消費者代表を初め、市場関係者代表と、今回の中央卸売市場法の改正を中心として懇談会を開きました。まず、今回の改正の第一点である、中央卸売市場という名称の使用禁止の規定については別段問題はななく、先の草津市場の中央魚市場という名称もいけなかつたという質問があつた程度でありました。第二点の、奨励金、前渡金を制限する規定を、業務規定に定めることができることとする改正点につきましては、卸売人としては賛成であり、市場開設者としても、きつめて妥当な措置であるが、実施に当たっては、漸次規制していく必要があるとされ、それぞれ市場の特殊性に応じた運用を行なつてほしいという要望がありました。しかし、生産者代表、出荷団体代表といたしましては、今直ちにこれら出荷奨励金、前渡金を廃止することは、手数料の引き上げと同じ結果になるし、出荷団体、農協等に影響するところが大きい。奨励金は産地育成のためあつた方がよいし、前渡金は必要であるという意見が述べられました。奨励金はどうのくらしもらつてゐるかという質問に対し、京阪神への出荷は、手数料が割増であるから二分、当市場の手数料は八分であるから一分が戻されておき、出荷販売額が大きいだけに、年間何十万円という額になる。従つて、この制限規定を設けようとするのは、卸売人保護の悪法だといふ一部の強い意見もありました。しかし、現実には奨励金は生産農民の手に渡つてゐるのかという質問に答えて、一分の歩戻しの半分、すなわち〇・五%が生産者へ返されるとのことでありました。また、仲買人代表としては、代払い制をとり、代金を一括して卸売人に支払つており、これまた売買参加者へ奨励金が出されるのは当然である。当市場では、一・三%の奨励金が売買参加者へ支払われてゐることとでありました。むしろ卸売人を適限少数に整理することが先決である。しかし、単数制には反対であるという意見が述べられました。また、小売商の代表として、

ましても、奨励金は当然と考えるが、仲買人も適限少数にしてみたい。仲買人が市中の大口消費者に直接販売している場合があるので、県条例で禁止しているものであるから、これを取り締つてほしいとの要望がありました。第三点の、卸売人の純資産の問題については、生産者代表から、取引の安全が第一であるから、改正の趣旨はけっこうであるが、卸売人は、前渡金や奨励金のほかに、ずいぶんむだな経費を使つてゐるから、その方の節減の規制をはかるべきだといふ意見が述べられました。また卸売人代表からは、純資産の報告、監査等の改正法案の措置もよいが、信用力を高めるためには企業整備が必要であり、これに対する積極的な保護指導政策、特に長期低利の融資等、監督だけでなく、保護育成を考えていたきたいという要望が述べられました。なお、市場開設者、県当局からは、卸売人の経理検査、経営指導、仕切り検査等を行う職員は、現在の財政事情より、増員が困難であるので、これら経費の補助等の措置を講じてほしいという要望がありました。また、中央卸売市場全般の問題として、市場で野菜の価格が暴落してゐるのに、小売の店頭では、あまり価格が下らないのは、市場組織全体に欠陥があるのではないかと、従つて、市場法の一部改正もよいが、このような生鮮食料品の流通機構全般の改善をも含めて、全面的に再検討を加え、根本的改正を望むという意見が述べられ、市場法と別に、野菜類、青果物の生産過剰対策と、価格安定策が強く要望されました。また、枝肉市場の問題につきま

しては、当地では、冷蔵庫等が建設中で、実際にはまだ行われておらず、取引単位がきわめて小さいので、せりの方法は不適当であり、当分の間現状を維持されたいと、業者代表の意見が述べられました。

このように、市場法の改正点につきましては、改正法案の内容が一般に十分理解されていなかった点もあり、それぞれ利害の相対立する関係者代表の懇談会でありましたので、代表者の意見は、必ずしも一致を見なかったものであります。一般的に見て、今回の法律改正は、妥当な措置と考へられてい

るようでありました。ただ、これらの現地の声を総合してみますと、人口の増加に伴って、中央卸売市場が漸次生産者にも消費者にも重要な機関となりつつあることとありまして、積極的に施設を改善し、機構運営を適正にする必要がある。従って、施設の拡張改善、取引方法の改善等について、農林省の積極的政策が要望され、法律そのものについても、審議会等を設けて、根本的な改正を行うべきであり、市場の整備資金や起債等についても、積極的な援助と助成措置が行われるべきであるという意見が強く述べられました。特に広島には援助が少いし、ほとんど死文になっている法第八条の補助金交付の規定なども、実質的に発動するようにはしてもらいたいという強い要望がありました。これに関連して、特に前申し述べました草津魚市場の中央市場に吸収することを農林省が勧奨している当広島市場の事情としては、市場の拡張、護岸、岸壁、荷上げ場の施設等に対する補助金等によって合併が促進されるものと思われれます。

最後に、同じ中央卸売市場でも、大都市と中都市では異なっておりまして、また、地方によって、開設に至る歴史や業者の伝統も異なるので、本法案の運用についても、これらの地方の事情を十分考慮してほしいというのが全体としての結論でありました。

以上、要点のみを御報告申し上げます。

○委員長(重政庸徳君) ありがとうございます。

ただいまの御報告に対して御質疑の向きは、御質疑を願います。(なし)と呼ぶ者あり

この点は、この程度にいたします。

○委員長(重政庸徳君) 農業改良助長法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

この法律案は、本日常議院において、全会一致をもって原案通り可決されました。この法律案については、前回の委員会において提案理由の説明を聞いておりますので、本日は、まず法律案の内容その他について補足説明を求めます。

○政府委員(永野正二君) 先般御説明を申し上げました農業改良助長法の一部を改正する法律案の提案理由につき、なるべく重複を避けまして、補足説明をさせていただきます。

農業改良助長法は、昭和二十三年に施行されました。これに基づきまして、試験研究と技術普及を車の輪のように並行いたしました。農民の農業技術の改善のための制度が実施されて参ったのでございますが、この制度が戦後の農業生産の改善に貢献をいたしました

ころは、非常に大きいと考えるのでございます。昨年度の米の三年続きの豊作を見たようなことも、こういう制度によりまして、最新の技術が農家の手元に確実に普及がされたということが一番の根本の一つの理由になつておると思うのでございます。この制度は、国民経済の安定の上にも、相当顕著な大きな貢献をいたしておると思つてござい

ます。ただ、最近の農業の発達によりまして、いよいよ農業経営の多角化あるいは技術の高度化ということが要請をされておりますので、この要請にこたえますために、各種の高度な技術指導並びに畜産、果樹、園芸、蔬菜、あるいは農具の使用する技術等、特殊の技術を組み合せまして、総合的に農家の技術指導に当りますために、従来事実上設置されておりました中地区の普及所というものをこの法律案で改定して、先ほど申し上げましたような、総合的な高度の技術指導を徹底させたいというのが、この法律を改正する理由でございます。

お手元に、縦に閉じました「一般参考資料」というのがございますが、その五枚目をお開き願いますと、昭和三十三年の一月末現在におきまして、各県がそのために置いております事務所あるいは普及所あるいは相談所等、名称はいろいろ異なっておりますけれども、事実上普及員が連絡をいたしますための機構が実際に置かれておるのでございます。しかしながら、ごらんなさいますように、その根拠となるものは、規則によるもの、告示によるもの、訓示によるもの、その他いろいろまちまちでございますし、また、そ

の事務所の担当いたします地区の広さなり、その実際の事務の連絡の程度なりがいろいろまちまちでございます。私どもが今考へておりますような、高度の各種の特殊技術を総合指導するための機構としては不十分であると考えますので、これを改良助長法の改正によって、中地区の技術指導組織として確立をいたしたいということであります。お手元に配りました資料の一枚目に、機構図を作つておきましたのでございます。今後こういうふうな機構で、技術指導をいたしまして、農林省の下に都道府県がございまして、そこに普及事業の専門的な技術の下の方に伝えますために、また下の方の、農家側の技術指導に対する要求を試験研究機関に取り次ぎますために、専門技術員というのがございます。これは、六百八十九名でございます。この中には、農業の専門技術員と、生活改善の専門技術員とがあるわけでございます。その下に、農業改良普及所が置かれるわけでございます。この数は、昨年の春ごろから、漸次各県の実際の数と私どもの方と協議をいたしまして、中地区の指導にふさわしいような機構に直すように、技術上指導をいたして参つておりまして、おおむね来年度から、目標にいたします千五百八十六にするための都道府県との協議は大体済んでおるのでございますが、まだ一部の道県におきまして、もう少し協議が残つておる点もござい

ます。これらにつきましては、今後各道県の実情に即しまして、この普及所の数等はきめて参りたいと思つておるわけでございます。この普及所に普及員が所属するわけでございますが、来年度からは、特に特普及員を新設したいと考えておるのでございます。これは、三年計画で、現在の計画といたしましては、千五百九十八名を設けたいと思つておるのでござい

ます。その初年度といたしまして、五百三十名の新設が認められたわけでございます。このうちの二百三十名が純粋の新設でございます。三百名が一般普及員からの定員の振りかえによる新設でございます。そのほかに、新しく、所長が千五百八十六名でございます。所長の千五百八十六名、一般普及員の千五百九十名、特普及員の五百三十名が農業改良普及員を構成することになります。このほかに、生活改善の普及員が千五百九十七名、これは、来年度から九十二名の増員を見ることに相なつておるのでございます。この普及員が普及所に所属をいたしまして、従来通り直接農民に接して、技術指導を行うという建前をもつて進むわけでございますが、その際いろいろ総合調整をこの事務所において行う。また、その右側にござい

万五千の会がございまして、会員は五十万と推定いたしております。生活改善のグループは、全国で八千ございまして、会員数が十八万ということになっております。それから、青少年のグループ活動をいたします4日クラブというものが、全国で約二万ございまして、会員は三十万と推定いたしております。こういう機構で、試験研究の成果が農家の実際の経営にまで届くように、今後の普及事業を推進して参りたいと考えておるわけでござい

す。  
なお、来年度予算につきまして、その次のページに資料をつけておきまして、来年度の改良農業普及事業の補助金は、十九億九千九百七十七万円でございまして、このほかに、農林省の本省の事務費が六十八万五千四百円でございまして、そして、今回法律改正により設置をされます農業改良普及所の運営費といたしましては、もう一枚めくっていただきました三ページ、上から七行目あたりのところに、Cといたしまして、地区普及所運営費補助金というのがございまして、千五百八十六の支所に對しまして、一カ所当り六万五千四百円、金額において一億三百二十四万八千四百を計上いたしておるのでござい

ますが、この運営費は、右の方に基盤の目的表をつけておきましたように、一普及所当り、まん中のところに計とございまして、十萬二千七百九十円の経費を一應想定をいたしまして、これに對します三分の二補助といたしまして、六萬五千四百を計上いたしておるわけでございまして、大休、以上をもって説明を終らしていただきます。

○委員長(重政廣徳君) ただいまから審査を行います。

まず、質疑に入りまして。御質疑の向きは、御質問を願います。

○柴田榮君 この農業改良普及の重要性とその実績ということ、関係者はきわめてよく認識しているとは思いますが、従来、政府内部全体、特に大蔵省あたりでは、とかくどうも認識が足りないために、非常に大きな補助をしなから、不安定な状態に置かれたり、あるいは必要な定員数を確保することに困難を感じたりというような傾向が非常に強くなったのじゃないかという気がするわけです。今ここに、今度の法律改正に伴って、地区の普及所の単位当りの経費というものを一應設定しておられますが、果してこの単位当り十萬二千四百の一カ所の実際の経費というものの見方は、これで大休足るというふうなお見込みですか。

○政府委員(永野正二君) 従来の普及所は、先ほど申し上げましたように、必ずしも全国同じような仕事のやり方をやっておらないのでございまして、従いまして、その経費につきましても、いろいろと程度の差が相当あるようございまして、しかしながら、普及所としては、ほんとうに普及員を調整して、地区の技術指導に責任を持つような仕事のやり方をいたしますと、これは、相当普及員の事務的な補助員も必要でございまして、あるいは通信費、消耗品費等も相当必要でございまして、従いまして、中には、私どもの計算いたしております金額より以上に、相当な経費がかかっておるといふ普及所が相当あるようございまして、それらにつきましては、あるいは

市町村の負担、あるいはその他の団体等の負担等をもわずらわしておるような実情にあるかと思っております。これらにつきましては、今後の普及所の法制化を一つの機会にいたしまして、できるだけ国費並びに県費をもつて十分な運営費が確保できるように努力をいたさなければならぬと、こう思っております。

○柴田榮君 その考えはよくわかるのですが、実情は、従来協力団体といいますが、市町村とか、あるいは協同組合、農業会等が、実際の活動をするために、相当の実質的な負担をしてきたのだ。さらに今法制化されて、普及事務所が開設されるということになれば、実際に政府あるいは県が、これをよりよく運営しようという企図の結果が、市町村の負担を一方向的に増されるという危険がありはしないかという批判がかなり強かったわけですね。まあ極端に申せば、農家の経営の指導、経済的、技術的な改善普及という問題は、たくさんさんの補助助成の仕事のほんとうの効果を現わすポイントになりやしないかと思う。こういうかなめになるような問題を、非常に従たるような取扱いはしているのだという感じがして、この改正によって、これは一歩非常に前進するといふふうには見られるのだが、これに對して、やはり魂を入れているのだ、結局、国がそれだけ力を入れておられるのだ、そして将来も安定してやらせるのだという明確な見通しがないと、かえって迷惑をかけるばかりになるという心配があるわけですね。そこで、従来この補助金というものは、どういう規定で交付されてお

ったわけですか。

○政府委員(永野正二君) お手元の活字で刷りましたところに、参考条文を入れておきましたのでございしますが、おしまいに二枚目の紙でございまして、その裏の方に、十四条といたしますが、その裏の方に、補助金の対象になる事業を列挙しておるわけがございまして、その一号に「改良普及員を置くこと」ということが書いてございまして、二号には「改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に對し農業又は農民生活の改善に關する教示及び実地展示を行うこと」というのがございまして、この二つの条文をもちまして、改良普及員の活動に必要な経費、従いまして、それが普及所の経費ということになるわけがございまして、それらのものを補助の対象にいたしているわけがござい

ます。この点につきましては、文章としては申しかねる点もあつたのでございまして、それが、そういう解釈につきましまして、十分大蔵省とも打ち合せをいたした上でお答えをしておるということを御了承を願いたいと思ひます。

○柴田榮君 まあ、大蔵省と十分打ち合せを願つておるということですが、従来大蔵省と口約束をしても、毎年のごとく脅かされておるんだということ、そのつど関係者が非常に不安を感じるのだというふうなことは、こういう重要なことが腰を据えてやれないというふうな環境、雰囲気を作るといふのは、非常に私は残念だと思ひます。今度の法律改正に、どうしてこの普及所に関する国の補助の規定を明文

化できなかったかということですが。何か少し、せつ々重要なことが部内で完全に徹底され、認識されていらないというふうなうらみはないのですか。

○政府委員(永野正二君) 審議の過程におきまして先ほど申し上げましたような点について、十分大蔵省とも話し合いをいたしました上で、今回の改正案を作つたのでございまして、なお、立法技術的に申し上げますと、改良普及員を置くこと自体が一つ、すでに普及所の経費をここに明文で加えますと、あるいは厳密な読み方をすれば、改良普及員の方をむしろ削つて、普及員というものは普及所に属するんだから、普及所の経費というふうに書くという案も一つあり得るわけでござい

ますが、私も、やはり改良普及員というものをこの普及事業の一つの根幹的な制度と考えておりますので、それを落されるよりは、むしろこの形のままで、ただいま申し上げましたような、大蔵省との打ち合せを根拠にいたして、今後考えていくことが適當である、と、こう考えたわけでござい

ます。

○柴田榮君 もちろん、普及員の補助に關して、それを非常に不安にするようなことは、もつてのほかだと思ひますが、まあことあたりの例を見て、実は補助率について、きわめて簡単にこれを削減しようというふうな動きがあるわけなんです。そのために、当事者の身になってみれば、きわめて不安なことになりやしないかと、そういうふうな気持を持たしておいて、しかも、必ずしも十分でない人数で、非常に重要な、しかもいい仕事をしてる人たちをほんとうに遇する道ではない

と私は考えておるわけです。それはもちろん、従って安定化させなきゃいかぬ、しかも十分な活動をさせるために、普及所というもののについても、將來変らないんだ、十分に活動できるように安定させるんだという方向はもつと強く、もちろん農林省としては主張していただいでしからるべきじゃないか。いわんや、わからないという場合には、政府内部が徹底するように、さらに御努力を願ひ、そうして認識を深めて、この制度を活用するということがならなければ、私は、ほんとうに効果を現わし得ないんじゃないかという気がするんですがね。何かそういうことが明文化されないということは、逆に、まあ杞憂かもしれないが、心配して考えれば、將來また補助率をなおりますというときに都合が悪いから、そういうことを書かれちゃならないんじゃないかな、大蔵省あたりの圧力が多少かかり過ぎてないかということ、これは、私が杞憂として心配するということであらう幸いだが、そんな気さえるが、そういうことはないんですか。

○政府委員(永野正二君) 実際の経過につきましては、柴田委員も御承知のように、大蔵省の内部の考え方としては、いろいろあり得ると思うのでございませう。しかしながら、今回の改正案を政府提案としてまとめた過程におきまして、私もも将来の普及事業を不安定なような状態におくことは非常に好ましくないという点を十分説明もいたしております。その上で、先ほど申し上げましたようなふうに考え方を統一をいたしておるわけでございませうので、今後は、いやしくもそういう

ことがあつてはならないと考えておりますし、また、十分その点は徹底をいたしておる、こういうふう存じておるのでございませう。

○柴田委員 今局長から、相当予算確保の面において十分なお話し合いをいただいたとおるということで、やや安心いたしました。この際、特に次官には、はつきりと一つ、今後この制度と、これに関連する人たちが安定して、積極的に活動できるように、政府の確固たる見解を一つ承わっておきたいと思ふのです。

○政府委員(瀬戸山三男君) この改良普及員の制度が行われまして、御承知の通りに、当初の間は、この実効が認められぬといふことが、不なれな点もありまして、各市町村等におきましては、それほど好ましいものでないといふような空気があつたのであります。働いてもらふ人たちは、仕事になれてくるに従つて、地について参りまして、今お話のように、非常に効果をあげておる。ますますこういう制度を助長いたしまして、技術その他日本の農業の改良をして、生産を上げたい、そして農家の生活の安定の資に供したいといふことでありまして、そこで、こういうふうな、今度の一部改正をいたしまして、普及員というものを公式に置く、こういうところまで進めておるわけでありまして、ますますこの制度を強化していく、こういう考えでおるわけでありませう。ただいまお話のうちに、予算措置の点について、明文がそれほど十分でありませう。この点は、さつぱらんに申し上げて、毎年予算編成については、財務当局といふ

りますけれども、今度の改正等につきましても、いきさつは別といたしまして、政府内部で統一して提案をするようになりまして、そういうことについては将来懸念のないものと、こういうふうな承知いたしておるわけでありませう。

○柴田委員 多少くどいようですが、重ねてお願い申し上げたいわけですが、従来とく十分認識されなく、やや厄介視されたというお話もありまして、経過においては、そういうことはあり得たと思ふのですが、その大きな原因が、最初に当局が考えた以上に地元の協力といふことが、負担が多過ぎたのだといふこと等から批判されたことが非常に大きいのではないかと、この気がするのですが、しかし、やってみれば、きわめて大きな効果を上げておるんだということが、今お話のごとく、今後は十分に認識されて行われるということになれば、それは非常にいいことだと思つておられますが、さらに、普及所を法的に開設するんだといふことになりまして、普及所の運営の経費といふものが、どうも私は、平均一カ所当り十数万円前後といふことでは、またほんとうに活動を要望するといふことになれば、実は私は非常に足りぬのではないかと気がするのです。せつかく設けたが、十分に活動ができない、十分に活動させるためには、また協力費を方々から迷惑をかけなければならぬといふことになる、かえつて従来の方がいいんだといふことを言われては、実に残念なことです。そのことによつて、効果が上るべきものがかえつて逆に批判されたいといふことは、私は大問題だと思つ

ています。將來、少くも普及所が法の改正によつて法制化された際においては、普及所が十分に活動できるように、予算の補助率等の問題ももちろん安定させてもらわなければならぬですが、額について妥当な額をせひとも確保する、また、大蔵当局にもそのことを、必要性を十分に認識させるということを、責任をもつてお進みいただきたい。こう思つておりますが、その点について御回答をお願い申し上げます。

○政府委員(瀬戸山三男君) 今のお説通りに、先ほど局長から御説明を申し上げました予算が、かりに一方所十数万二千円程度、決して満足だとは思つておりません。これは、予算編成について各種の事情がありまして、なかなか困難をいたしておるということは、よく御了解ができておると思ひますけれども、こういう新しい、しかも、末端において非常に期待をされておる問題について、正直なところ、必ずしも財政当局などで、特に農業政策において十分な認識があるとは言えない点がある。こういう点は、われわれも努力しなければならぬと、現在の、今参議院において審議中のこの予算が必ずしも満足であると思つておりませんが、將來また十分努力をいたしたいと思つております。

○大河原一孝君 関連して。私も、ただいま質問されました柴田委員の考え方に對しては、全く同感なものであります。実は、たまたま私が東北地方の農村の、農業改良普及促進大会という大会に参つたわけでありませう。非常にこれは、最近農業改良という問題に對して相當の真剣な態度で、特に青年層においてがなばつておられる。しかしながら、半面に考えますと、こういう現象がある。最近、政府でやつておる農業改良といふものは、つまりこの農業改良助成の対象になるものは、一部のいわゆる富裕農家であつて、五反百姓あるいは零細農家、兼業農家といふものは、何らの恩典にも浴することができない、そういう仕組みになつておるのだ、こういうふうなことが一部の農家から聞かされるわけです。私も、そういう面に対して、いろいろな方々と懇談いたしますと、確かにそのような事態が起つておるわけでありませう。決して私は、こういう農業改良助成といふような問題がこういうところの三割農政のうらみがあるといふようなことを言つておるのではないのです。……そこで、今回の法の一部改正によつて、どれだけまんべんなく、各農家個個に對して、ほんとうに身の入つたいわゆる今後の改良助成が行われるかどうか。こういう点に對して、一つ農政の問題でもあらうと思ひますので、次官の方からお答えをお願いいたしたいと思います。

○政府委員(永野正二君) 私も、この普及制度によります技術指導を、農家の一部の、上の階層にのみとどめるような考え方は毛頭持つておらないのでございませう。あらゆる農民にとりまして必要な技術の指導を徹底させたいという念願を持つておるのでございませうが、ただいま御批判のようないふ点がある、あるいは従来地方によつては、そういう批判があり得たかと思ふのでございませう。従来技術指導も、まあ地帯によりましてけれども、主要食糧の増産といふことが非常に農業のおもな命題

でありましたので、たとえば、稲作の指導という点については、相当徹底した技術指導が行われたと思うのでございます。しかしながら、畑作等の指導につきましては、これは、技術指導にいろいろな困難性もある関係もございまして、これはむしろ、今後力を入れていかなければならない面であると思うのでございます。これらが、従来の一部の農家でなく、ほんとうに零細な農家あるいは一部の兼業農家等の農業経営を改良するための一つの要諦になっておられると思うのでございます。従いまして、私も、従来非常に力を入りました水稲その他の指導につきましては、これは、より一そう新しい技術の普及に努めなければならぬとせんけれども、従来取り残されておりました、畑作等のおくれた部門の農業指導につきましても、今回特普及員を、その関係の普及員を増員をいたしました。あるいは特技術員を一般の普及員に対しても数多くやり、できるだけの幅の広い、いろいろな階層の農家、いろいろな立地条件の農家の農業経営に役に立つような普及をいたしたいという念願で、その一助をいたしまして、今回の法の一部改正の提案をいたしたのでございます。

○大河原一夫君 補助金の削減というものが、これは、今日まで非常に大きく言われておる。先ほど柴田委員の方から、補助金削減という問題が出されたのですが、最近政府等において、非常に農業改良というものを強く叫ばれておるようですが、一面に補助金を削減し、しかも、これにかわるに、融資政策をもってかえるといういわば今日までの農政の何か転換が行

われているのではないかと印象をわれわれは受けるのであります。こういうことを考えますと、結局、補助金というものの政策が薄らいで、融資政策にかえられるということになります。と、先ほど僕が申し上げましたが、三割農政と言っているのではないのであります。融資を受ける、その融資の対象になる方々は、やはり相当の富裕農家である。一般の、あるいは中以下の農家の方々は、実際は融資の対象になっていない。融資を受けられないという現象になると思うのであります。こういう点は、農村の方から実際出ている問題だ。こういうことは、実際から言いますと、われわれがいたしましては好ましい問題ではない。従って、結局融資の対象になるものは富裕農家であつて、一般の方々はその対象にはならない。実際なつても、実質的に借りることに困難が伴つておるということを考えますと、結局、こういう問題はやはり三割農政に通ずるものではないかというやうな端的な意見も出るわけである。そういう点につきまして、一つお伺いしたい。

○政府委員(瀬戸山三男君) 今、農業政策の根本につきまして、補助政策を融資政策に切りかえる方向にありはしないか、そういう懸念もあるというやうなお話でありましたが、なるほど一部においては、補助政策について相当の批判がありまして、融資政策にしたかどうかというやうな意見もあるわけでありまして、しかしながら、御承知のやうに、日本の農業事情では、この補助政策といえますか、保護政策を根本に取り上げなければ、日本の農村政策がでないというやうなことを根本的に

考えております。ただ、国家財政がなかなか思うやうに参りませんので、その足りないところを補助的に融資を、融資政策によつてやろうという考え方は持つております。これは、今度十分御審議を願わなければならぬ農業、農村改良等について基金を設けて、低利で長期に融資をして、できるだけ事業を促進したいというのことは案を立てておるのも、やはり財政的に限度がありまして、非常に急がなくてはならぬが、財政事情によつて、なかなか遅々として効果が上らない、そういう面が、他の資金によつて早くその効果を上げたいという補助的なものとして、そういうことを考えておりますが、根本的には、決して補助政策と申しますか、保護政策を要するということ、御了解を願いたいと思ひます。

○仲原善一君 今度の改正のねらいで、中地区制をおとりになるといふことになつておるやうであります。予算書を見ますと、千五百八十六の地区にしほられるやうになつておりますが、ところが、現状を申しますと、いまだに小地区制で、各町村に駐在している所もあるやうでございます。たとえば、中地区制をとつておつても、この数字、千五百八十六におさまるかどうかという点が非常に疑問であります。その点は、農林省の方は、どういふやうにしてこの数に合せるやうに指導されるのか、まず第一に、その点をお伺いします。

○政府委員(永野正二君) 先ほど御説明申し上げましたやうに、現在まで各府県におきます地区の数というものは、必ずしも私どもが将来考へており

ます地区の数とは一致しておらないのでございます。これは、昨年の、昭和三十三年の二月現在におきましては、この地区の数は、全国で千九百三十三あったのでございます。私どもの方といたしましては、全国的な一つのシステムをいたしまして、中地区制の指導をいたしたいということで、昨年から本年にかけて、各都道府県と協議をいたしまして、この地区の数につきまして、いろいろ協議をいたして参つたのでございます。その結果、各原の方でも、私どもの方針に合せるやうに、地区の再編成を行われたのであります。本年の、昭和三十三年の二月現在では、先ほど申し上げました数字がだいぶ減りまして、千七百七十六になつておるのでございます。なお、このうちでも、四月の一日から、私どもと打ち合せをしたやうな程度にしようというところに話し合ひのついでにおるものもだいぶあるのでございますが、現在協議がまだ済んでおりませんのは、ほんの二、三の県でございます。將來は、この方針にのつとめて、各県で再編成をされることに、大体すでに話し合ひがついておるわけでございます。

○仲原善一君 その次は、改良普及員の任務の問題でございますが、本来でございましたときには、改良普及員は、行政事務には関係せぬ、もっぱら農家の相談になつて技術普及をやる。供出とか、その他一般の行政事務からは解放するのだという指導をやつておられたやうでございますが、最近では、自作農維持創設資金の調査をやらせるとか、新農村の建設のために動員するとか、ずいぶん行政事務で負担がふえて

○仲原善一君 次は、補助金の問題でございませう。先ほど柴田委員からお話がありました。運賃費の問題で、一普及事務所が十萬圓と云うと、踏んでございませう。その三分の二で、予算計上されて、六萬五千圓と云うことになってございませう。先ほど柴田委員も御指摘になりましたように、これは、現在の事情から申しますと、非常に少いという感じがいたします。今月の上旬に、実は新潟県と福島県の普及事務所を視察に参りました。実態を調査しました結果によりまして、やはり運賃費は、二十萬圓から四十萬圓かかってございませう。それから考えますと、これはまあ四分の一ないし二分の一程度にしか当ってございませう。この計算の基礎は、どういふところからとられて、十萬圓ぐらいになってございませうのか、これは、実態にずいぶんかけ離れていられるんじゃないかという感じがいたします。その計算の基礎をお伺いいたします。

○政府委員(永野正二君) 先ほど申し上げましたように、現状におきまして普及事務所の運賃費は、運賃の実態に相当差がございませう。非常に程度の差が大きいわけではございませうが、私どもといたしましては、できるだけこの運賃費を削減して参つたというところは、年々努力をして参つたのでございませう。一昨年の予算単価は、たしか一地区あたり二萬圓であつたと思ひますが、それが三十二年は五萬八千圓になり、三十三年度は六萬五千圓になった次第でございませう。その根拠といたしましては、右の表にありませう。消耗品費、通信運搬費、印刷費、光熱費、それから普及員の事務補助をいたしますための人夫費という名義でございませう。そういうものを計上いたしておるわけではございませう。私もといたしましては、ただいま御指摘のような問題が確かにあると考へてございませう。今後普及所の運賃の実態を、いろいろ数字的にもう少し十分に調査をいたしまして、今後の予算については十分、ただいま御指摘のような趣旨で努力をしたい、こう考へておるわけではございませう。

○仲原善一君 あと一点だけお伺いいたしますが、これは、農業団体再編成の場合に、ずいぶん問題になった問題でございまして、普及員を町村に置くか、あるいは農業協同組合に置くか、または農地委員会に置くかという問題で、ずいぶん論争された問題でございませうが、今回の措置で、やはり県の事務所である普及所に置くということがはつきりしたのでございませうが、それにいたしまして、農業団体との連絡、たとえば、普及事務所と農業協同組合との連絡、こういうものが農業改良普及の上に重大な影響がある問題だと思ひますが、そういう点の指導と申しますが、他の農業団体との連絡調整は、どういふふうにお考へになってございませうか。その点を一つ、もう一つは、立つたついででございませうが、特設普及員が置かれる場合に、試験をおやりになるのか。従来の普及員の中から単に引き上げてやられるのか。あるいは特別な特設普及員の試験というものをやつて採用されるのか。その点をお伺いいたします。

○政府委員(永野正二君) 農業協同組合その他の団体の持つております技術指導機構と十分な協力をいたさなければならぬことはもちろんでございませう。今後改良普及所におきましては、その地区内の町村の関係職員あるいは団体の指導員等とは、たとえば、一週間に必ず一回集まつて、技術指導についての協議をするとかいふふうな、定例的に常時接融を保つて総合的な指導に遺憾のないように努めていきたい、こう考へてございませう。

それから、特設普及員につきましても、もちろん、相当なそれに必要な知識経験が必要でございませう。その点で、私どもといたしましては、年度の初めからいきなり置くというなことをいたしません。これにつきましても、六カ月間、畜産は畜産、果樹は果樹、おのおのの項目につきまして十分な研修をいたしまして、必要ない試験等をいたしまして、適格者のみを選抜普及員に採用するという方針で考へておるわけではございませう。

○堀本宜實君 今度の改正は、従来小地区制といわれておつたこの制度を本格的に改正しようとする、総合性を持たせようとする案であらうと思ふのでございませう。これは、各県によつて若干事情は違ひますが、各町村ごと、旧町村ごとにとりつづつ普及員を置いておられますが、かなりあるだらうと思ふのでございませう。そういう場合に、かつて農林省においては、中地区制を指導しながら、実際の定員が足りませんでしたために、各県の経費で足りない数を補助いたしまして、そして県単で足りない数を追加いたしまして、各町村ごとに置いておつたのであります。現在も、そういう制度をとつておる府県もあるであらうと思ふのであります。そこで私は、理想的なことから言いま

すと、おのおのの技術員が総合的な技術も交えておのおのの地区を交換してその特技に従つて指導体系を立てていく、直接指導していくというところは、ことに望ましいことであると思ふのであります。必ずしもその方法は中地区制にしなければそれができないというものではない、いろいろやり方においてはそれはでき得る可能性はまだほかに方法がございませう。また現にやつておるのであります。そこで土地の条件でありますとか、あるいは土地を中心とした土地と耕作の関係、あるいは人をよく知るといふ親密感というところが技術を向上いたしますし、また指導いたしますために大きな役割をするのであります。従いまして中地区制にいたしますことは、基本的に考へてみますと、農業をやります直接の耕作民と非常に距離が遠くなる制度である、こういうことは私は各町村に置かれております実態から考へてみますと、一部の事務所を設けて、そこに総合的な総合計画を立てる場所を新たに作つていくということは非常に耕作民とは遠くなると思ふのであります。現に町村合併等によりまして、地方自治行政が非常に直接住民と遠隔になった広域行政という形をとりますために、親密感が薄らいでいくというところは私は否定できない事実であると思ふのであります。そういうふうなわけ合ひで総合性を持つというところはいが、農家と非常に距離が遠くなるという心配を持つのであります。そこでこれはどここの町村におきましても、園芸の非常に発展したまた園芸技術者を主たる技術者として招聘したいというところもありましよう、あるいは畜産に主力を置くところもございませう、その他畑作あるいは水稲等に主力を置くところもございませう、そういう向き向きの人を選んでそれぞれ地区に駐在いたしておるのであります。それがこの中地区制になるために今申しましたような弊害が出てきはないか、また直接農家の経済において雇用をいたしておりますものを、国費でない連中をどういふふうな今後取扱つていくかということも大きな問題であらうと思ふのであります。またこれは一例でございませうので申し上げてみたいと思ひますが、たとえばそれその県の県がそれぞれの町村に赴任をいたします人数が足りないときには町村連合でその区内の行政上のものの中にございませう、あるいは市の財政において雇用をいたしまして、そうして普及員として活用いたしておるところがございませう。そういうもの、直接園芸なり果樹なりのお声がかかりでない、総合的な普及普及員というものが別に離れなければならぬような関係に立つたものであらうか、こういう心配もあるものであります。そういう面の指導は一体どういふふうにするつもりでありますか。また耕作民と直接遠くなるという理由があり得ると思ふのであります。そういう弊害をどのような方法で除去されますか、その点を一つお伺いしたいと思います。

○政府委員(永野正二君) 先ほど申し上げましたように、現状におきまして普及事務所の運賃費は、運賃の実態に相当差がございませう。非常に程度の差が大きいわけではございませうが、私どもといたしましては、できるだけこの運賃費を削減して参つたというところは、年々努力をして参つたのでございませう。一昨年の予算単価は、たしか一地区あたり二萬圓であつたと思ひますが、それが三十二年は五萬八千圓になり、三十三年度は六萬五千圓になった次第でございませう。その根拠といたしましては、右の表にありませう。消耗品費、通信運搬費、印刷費、光熱費、それから普及員の事務補助をいたしますための人夫費とい

○政府委員(永野正二君) 農業協同組合その他の団体の持つております技術指導機構と十分な協力をいたさなければならぬことはもちろんでございませう。今後改良普及所におきましては、その地区内の町村の関係職員あるいは団体の指導員等とは、たとえば、一週間に必ず一回集まつて、技術指導についての協議をするとかいふふうな、定例的に常時接融を保つて総合的な指導に遺憾のないように努めていきたい、こう考へてございませう。

それから、特設普及員につきましても、もちろん、相当なそれに必要な知識経験が必要でございませう。その点で、私どもといたしましては、年度の初めからいきなり置くというなことをいたしません。これにつきましても、六カ月間、畜産は畜産、果樹は果樹、おのおのの項目につきまして十分な研修をいたしまして、必要ない試験等をいたしまして、適格者のみを選抜普及員に採用するという方針で考へておるわけではございませう。

○堀本宜實君 今度の改正は、従来小地区制といわれておつたこの制度を本格的に改正しようとする、総合性を持たせようとする案であらうと思ふのでございませう。これは、各県によつて若干事情は違ひますが、各町村ごと、旧町村ごとにとりつづつ普及員を置いておられますが、かなりあるだらうと思ふのでございませう。そういう場合に、かつて農林省においては、中地区制を指導しながら、実際の定員が足りませんでしたために、各県の経費で足りない数を補助いたしまして、そして県単で足りない数を追加いたしまして、各町村ごとに置いておつたのであります。現在も、そういう制度をとつておる府県もあるであらうと思ふのであります。そこで私は、理想的なことから言いま

すと、おのおのの技術員が総合的な技術も交えておのおのの地区を交換してその特技に従つて指導体系を立てていく、直接指導していくというところは、ことに望ましいことであると思ふのであります。必ずしもその方法は中地区制にしなければそれができないというものではない、いろいろやり方においてはそれはでき得る可能性はまだほかに方法がございませう。また現にやつておるのであります。そこで土地の条件でありますとか、あるいは土地を中心とした土地と耕作の関係、あるいは人をよく知るといふ親密感というところが技術を向上いたしますし、また指導いたしますために大きな役割をするのであります。従いまして中地区制にいたしますことは、基本的に考へてみますと、農業をやります直接の耕作民と非常に距離が遠くなる制度である、こういうことは私は各町村に置かれております実態から考へてみますと、一部の事務所を設けて、そこに総合的な総合計画を立てる場所を新たに作つていくということは非常に耕作民とは遠くなると思ふのであります。現に町村合併等によりまして、地方自治行政が非常に直接住民と遠隔になった広域行政という形をとりますために、親密感が薄らいでいくというところは私は否定できない事実であると思ふのであります。そういうふうなわけ合ひで総合性を持つというところはいが、農家と非常に距離が遠くなるという心配を持つのであります。そこでこれはどここの町村におきましても、園芸の非常に発展したまた園芸技術者を主たる技術者として招聘したいというところもありましよう、あるいは畜産に主力を置くところもございませう、その他畑作あるいは水稲等に主力を置くところもございませう、そういう向き向きの人を選んでそれぞれ地区に駐在いたしておるのであります。それがこの中地区制になるために今申しましたような弊害が出てきはないか、また直接農家の経済において雇用をいたしておりますものを、国費でない連中をどういふふうな今後取扱つていくかということも大きな問題であらうと思ふのであります。またこれは一例でございませうので申し上げてみたいと思ひますが、たとえばそれその県の県がそれぞれの町村に赴任をいたします人数が足りないときには町村連合でその区内の行政上のものの中にございませう、あるいは市の財政において雇用をいたしまして、そうして普及員として活用いたしておるところがございませう。そういうもの、直接園芸なり果樹なりのお声がかかりでない、総合的な普及普及員というものが別に離れなければならぬような関係に立つたものであらうか、こういう心配もあるものであります。そういう面の指導は一体どういふふうにするつもりでありますか。また耕作民と直接遠くなるという理由があり得ると思ふのであります。そういう弊害をどのような方法で除去されますか、その点を一つお伺いしたいと思います。

○政府委員(永野正二君) 普及員の仕事の性質上、農家との接融あるいは農家との近親感が薄らぐようなことはこれは嚴重に避けなければならぬのであります。私どもこの普及所を制度化いたしました後におきましても、従来

通り現在には旧市町村単位に一名の普及員を置いておられますが、その普及員の一人々の受け持ち地区というものが従来通りやはりきめて参りたいと思つておるのであります。ただその普及員が農家の要望にこたえていろいろ活動する際に、必ずしも一人だけの力では足りないところが最近の農業事情ではいろいろ出て参りますので、たえず毎日朝一回普及所に寄つて、おれのところでは今度はこういうことをしてほしいのだということを所長とよく相談いたしました、それに必要なほかの普及員を呼ぶとか、あるいは専門技術員を呼ぶとかいうような必要な連絡をとりながら自分自身の受け持ち地区の農業指導をやるということにいたしたいのであります、決して普及所に詰めまして普及所の机の前で仕事をするとしようというふうになつてはこれはむしろ改悪になるのではないかと、その点は嚴重に氣をつけていかなければならぬ、こういうふうな考へております。

それから第二の点でございますが、従来一部の県でございますが、国の方の補助職員以外に実務普及員と同じようなものを設置しておられる県が二、三あるのでございます。これは従来普及員の増員ということがなかなか困難でございましたのでやむを得ずそういうことになつておつたかと思つてございします。今回は特設普及員の増員に伴いまして普及員全体としては増員になるわけでございます。また今後もある機会にこの普及員の増員をいたしますことは、私も現在の普及員の受け持ち地区あるいは受け持ちの農家の数から考えますと、もう少しふやす

必要がある、その点については今後とも努力をいたしたいと考えておりますので、そういう機会にこの普及員制度の中に取り入れて参るよう極力努力をいたしたい、こう考へております。

○堀本宜實君 將來これは予算にも関係のあることでございしますが、他の委員からも要望がございしましたが、員から立場において置いておられますようなものは少くとも一律の制度の中に吸収されて動いてゆかれますような制度にいたしますことが最も必要なことである、それがためには予算をふやしてやつてゆくことを要望いたしておきます。

なにお私が氣にかかりますことは、つい何々所長というふうな肩書をいただきますと、その人だけは、もう直接田畑に出張つて末端指導というものがなかなかできにくくなるような実情が世の中にはまだではないのであります。世の中にはそういう意味で、ちゃんとおさまり込んでおるといふようなこととでなしに、この少いところにおける技術員を、技術を持てる人たちをフルに動員するといふ考へ方についてどういふような職務内容というか、あるいは心がけをもつて指導をされるかを伺いたいと思ひます。

もう一つ私は最後に、これでやめま

す。これは私の考へ方が違つたかもしれませんが、私は基本的に農家指導というものは技術といふことが大切なことは申し上げるまでもないのであります。また技術といふものが非常に進んで参つておりますこともわれわれは認めておるのでございまして、従来ありました改良普及員といふものが最近において

はなくてはならないものになつておりますことも同様に承知をしております。また敬意を払つておるのでございします、ところが技術といふものだけではないのであります。私は技術と経営といふものは同じクラスで両立し、両輪のようなものでなければならぬと思ひ、技術だけが先行して経営問題、経済問題がどうあつてもよいというわけではありませんが、とにかく技術が先行して、技術的にものを作ろうという考へ方のために経営というものがおろそかになつておるのが今のわが国であります。従つて耕作農民といふものと非常に距離が遠くなるやうとするこの制度の改変に當りましては、もう一つ農協なり、あるいはその場所

は指定いたしません、いづれにいたしましても実態の経済を取り扱つていたる面に経営指導者といふべきか、経営を指導する指導員といふべきか、そういうようなものがあつてこそ初めて技術的に増産される面と生産流通の面とのかみ合いが完全にくつのであつて、それが完全にくつてこそ初めて農業経営といふものの完全が期せられるのであります。それがとなく国におきましては技術の振興といふものが高いウエイトを持ち、またそういうものだけに手を尽されるやうなうらみがあるやうに私は思ふのであります。が、將來この経営指導員といふべきか、経営指導者といふべきか、そういうやうなものをもう一面作つて、車の両輪のやうな形で農業経営を進めていく、深く高めていくといふことが必要なのであらうと、こう思ひます。先年これは完全

に雇用ではなかつたかとも思ひます

が、農林省といたしましては、大蔵省に何がしかの要求をして通過しなかつた問題があるかと思ひますが、要するに中地区制になつた改良普及員のもとに補助員とでもいふべきか、経営面もタッチし得る堪能な人を置かれることが、將來の農業経営、農業指導の重要な役割を果す、それがなければ私は片輪な指導になるおそれを多分に心配するのであります。が、將來そういう方面の計画といふべきか、しなければならぬといふ決心といふべきか、そういうものを伺いたいと思ひますのであります。

○政府委員(永野正二君) 第一の点

の、所長が、所長という肩書を持つと、どうしても従来普及員のような實際農家のうちに接し、農家の立場で指導していくといふことができなくなるとのじゃないかといふ点でございします。が、私もまたいたしましては、法律の文章にも明記をいたしております。に、新しく入れます第十四条の第四項に、「農業改良普及所の長は、改良普及員をもつてあつてゐるものとする」といふふうにいたしております。所長もやはり普及員でございまして、従いまして自分の担当地区を持ち、自分の担当地区の農家は直接指導するといふ役割を持たせたいと思つておるのでございします。ただもちろん所長といふのは、普及員の事務の連絡調整であります。か、あるいは上部の県等への連絡の事務であるといふものがあるのでもございまして、ほかの普及員に比べますと、担当地区とか担当農家の数といふやうなものにつぎましては、特別な考慮はいたさなければならぬと思ひますが、

やはり普及員としての仕事もあわせてやつてもらふ、普及員の考へ方といふものから離れることのないやうに、その点は措置をしていきたい、こう考へております。

それから次に述べになりました経営に關する指導といふことでございしますが、これは現段階におきましては、私もやはり農家の指導が、最後は経営なり、農家の所得なりといふやうな点につなげてくるわけでございまして、私どもの見ております農業技術の中には当然経営の技術を含めて考へておるのでございします。そのために専門技術員の中には、経営の専門技術員といふものも置いております。また普及員も経営の研修といふことをできるだけ数多くやりたいと思つております。もちろん農業団体その他が、それぞれの立場におきましての経営指導をなさいますこと、これも非常にけっこうだと思ひますが、私どもの普及組織としても農業経営の指導といふことに今後は十分重点を置いてやつて参りたい、こう考へております。

○堀本宜實君 ただいまの後段の技術と経営の面につぎましては、専門技術員等あるいは技術の終局といふものが経営につながるものであるという理論的なものについては私もわかりませんがそれは口ではそう言われまうけれども實際はそうではないのです。それは違ひます。私は現にこういう事例を見ております。たとえば技術的に、あるところでカシシをたくさん作り出した。換金のために非常にいい作物だといふので、カシシを作り出した。うね巾が幾ら、元肥えが幾らとか、あるいはどういふ品種がいいのだと技術指導

はやりましたけれども、でき上ったものは、全然残れないものができ上ったのであります。これはいわゆる技術として完全なものであるけれども、経営上の問題からいくなれば全くゼロなのであります。技術というものの終局が経営というものにつながるのだという考え方はこれは間違のないことはあります。一連のものでありますこととは、もう間違ひございません。お話しすの通りであります。私は技術というものの最高は、経営に遡するものなりという定義だけでは、この農家指導と従つて技術というものによくマッチする経営というものがなければ、はつきり言えばこれは私は技術的なものであつて経済的なものに足を踏み込んではいけません、そういう指導をすることとはこれはけつこうだと思ひます。これは一面においてそういう方針が確立立していることはけつこうだと思ひます。が、しかし一面いわゆる経営というものは羽織のひものようなものであります。一つ、一つの技術があつたら必ず一方にも同様の経営というものがなければならぬということを考え、今後の農協等につまり補助技術員といひますか、そういう経営というものの担任のことができる、指導のできるものを将来お考えになるということが、大へん必要なことである、こう私は思ふ。重ねて御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(永野正二君) 普及事業の対象といえます中には、私は当然ただいまの引例をなさいましたような作物の生産のみならず、それを市場に出して、いかにして有利に販売するかというような指導も今後は十分含めて考

えなければ、たとえば畜産の指導にいたしても、園芸の指導にいたしても実を結ばないと思うのであります。この点は御意見に十分従ひまして今後努力をいたしたいと思いますが、なお普及員の普及組織といたしましては、たとえば農協の常設指導員、それとも相当全国では数多くの人が働いておられるわけでありませう。これらの方々とも常時、今申し上げましたように緊密な連絡をとりまして、單なる耕作技術、單なる作物の技術にとどまらない

ような技術指導が徹底できるように  
 れは十分努力いたしたいと思います。

○東瀛君 私は今回の改正には賛成いたしますが、改良普及所という名目があるが、これは普及所という名目をつけなければならないということになるかどうか。これは実は農業改良相談所という名前でもうすでにだいふ通っております。普及所というと何だか日本農業をインドに普及するとか何とかといううまいかにも感じがあまりびんとこないのです。それで農民に直接接触をするという面から考えると、これはもう少し柔らかな言葉で表現をした方がいいんじゃないか。たとえば法律にはどういうふうにお書きになっても一向差つかえませんが、地方でもって名前を用う場合には相談所というような名前を用いてよろしいかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員（永野正二君） 制度といいたしましては、ただいまお話しのように、法律的には改良普及所ということに相なるわけでございますが、実際には従来農民に馴染まれている相談所というような看板で置かしてもいいかどうか

かというお尋ねでございます。実は私どもは單なる相談所というふうに、農民の方々がおいでになるのを待つという事ではないのでありまして、やはりこれは普及員が全体の方針にのっとりまして、みずから農業技術を農家の経営にまで届けるという役割を果さなければならぬ、こう思っているのです。あります。名称の点につきましてはなお十分研究したいと思いますが、考え方としてはそういう考え方を持っております。

○東陸君 私は相談所の方がかえっていいと思って、というのは、言葉はな

るべく親しみがある言葉を使った方がいい、そういう考え方もありますからこれをお考え願いたいと思います。

それからその次に、実は改良普及員の数は北海道にとってみますと、千名足らず九百名ぐらいじゃなかったかと思えます。そうすると、当時私は農会の幹事をやっておりまして、その時分の農会の技術員の総数は約二千名ございました。それでその点からみますと、これは実は半分でありまして、非常に貧弱な態勢であると、こういうふうにご考へる。それで北海道では少し進んだところでありますと、農業協同組合その他から人を相談所に拠出をいたしまして、そうして仕事をやっておられたという形がとられております。そんなふうなところもだいぶございますから、この普及所ができた瞬間において、

例のワンダラスシステムのような、そういうような形でもって農業協同組合、あるいは共済組合、共済組合の関係はこれは畜産関係の技術員がこれは相当動員ができる。それから農業会、農業委員会、こういう方面からも人を動員で

ざると思います。さらに改良普及の關係でもって大きな欠点は、土地関係で土地改良関係の技術者、これは土地改良関係の方に所屬をいたしており、す。しかし土地改良という仕事は、これは單に造田やその他の仕事だけでなくて、もっと広範な土地改良の關係の仕事があるわけであり、す。そのつちの方面の技術員もやはり一定の計画のもとにやるべきじゃないか。先ほど経営の節が出ましたけれども、技術がけでも相当総合すべきじゃないか、こ

ういう関係。それからことに自作農創設維持資金なんかを貸し付けるときに

は、改良普及員の判こをもらわなければ……申請をするときに改良普及員がそこにいなければならぬ。そういうような関係で改良普及員はすでに経済面に足を踏み込んでおる。経営の方面にも踏み込んでおる。従つて将来においてこの普及所というものは、単に技術というものを中核にするかもしれないが、しかしもっと広範な形でもつてできていくべきだと思ふのです。そういうような点を考えてみますと、この点を十分にお考えになる必要があると思う。いわゆるワンダラシステム、何でもいから相当なものの中に糾合して、そして統合的な農業の指導、農業も、もう少しセクト主義じゃなくて養蚕の方面も……これは外れておりますけれども、養蚕の方面、あるいは耕

であるとか、そういうようなものに考  
えて参りますと、当然長野県関係との考  
関連が出てくる。そんなような関係  
で、広範な一つの農村指導所というよ  
うなものにしなければならぬと思う。  
そういう中身のものにしなければなら

ぬものであつて、あまりに小さく先簡的な形でもつて農村の中に切り込んでいくよりも、もう少しやわらかみのある、将来もう少し拡大するような形でもつてやるべきじゃないか、こういふ考え方が出てくるわけです。そこで、場合によつては所長も必ずしも改良並及員でなければならぬというふうに規定をせられる必要はない。村でもつて学校関係であるとか、あるいはその他の関係でも、適切な人がある、そういうような場合にはその人に相談所……

私の言っている方は相談所長ですが、その相談所長をその人に頼む、そして

中に入っていく、こういうような形は、これはいかながなものでございませうか。

○政府委員(永野正二君) 農家に対おする技術指導の徹底のために普及員の組織のほかいろいろな、たとえば畜産の限の組合でありますとか、その他土地改良の関係の指導の方であるとか、いろいろな方々と手を取り合つていかなければならないということは、私もそのようにしたいと思うのでございします。そのために先ほど申し上げましたように、地区内のそういう方々との連絡を常時密接に保つように今後税制を導いて参りたいと思つておるのでございしますが、後段の点につきましては、実は技術の普及につきましても、いろいろまだ大事な、早急にやらなければならぬ問題が残っております。こと

に試験研究の成果をできるだけ早く農家の経営に届けるという点につきましても、たとえば今後、二作の改善の対策をいろいろ考えとなりますと、いろいろ必要な問題がたくさんあるのでございます。当面はやはりそういう状況でございます。

術指導ということがこの普及所の中心の仕事でなければならぬ、こう考えるのであります。将来広い意味の農業の指導所なり農業の相談所なりというものの機構につきましては、当面はこれは別途に考えざるを得ないのじゃないか、こういうふうな考えでおります。

○東隆君 もう一つ、実はこのお示しを願った協同農業普及事業実施機構図、この関係のもので試験場は、これは農林省の管轄の中にあるものですから、試験場は、ここにあげられておりますが、私は平素大学を非常に活用されるということ、これは占領政策のあの時分に非常にあれを持ち出しになつて、そして、しかもあの当時は大学、試験場、こういうようなものは、これは密接な関連のもとに置かれておると思うのですが、戦後各県に大学ができ、中に農学部あるいは畜産その他各般のものが大いでき上つてきております。そういうようなものとの連携です、これは文部省関係でありますけれども、そのちのちの連携もこれは相当続けるべきじゃないか、こういうふうな考えでおりますし、実際において改良普及員の関係のものがそれらの学校と連絡をとって講師を求めたりいろいろなことをやっておるようです。そんな関係で、もう少し関係のところ、直接の関係がないといいたしますなら、点線が何かで、もう少し広範な意図を一つ示されるようなことで、将来の農業の発展のために一つ想定図をお書きになる必要があるのじゃないか、こういうことを考えるのですが、これは実はこれだけこう出されて、非常にどうも、あまり自分の範囲内だけを忠実に守りになるような、そういうふう

うに見えますけれども、いかがでしようか、そういう点はどういうふうに関連をお持ちになるか、その点一つお聞きいたします。

○政府委員(永野正二君) 大学ではあるいは県の農業教育機関等との連絡といふことも非常に現実の問題として私も必要を感じております。アメリカ等におきましては、非常に大学の学術研究が直接その農業の普及組織と結びついた格好になっておるようでございます。日本におきましては、やはり教育機関といふものと離れて、独立の試験研究の機構といふものが非常に発達をいたしております。普及組織としてはまずそこを結びつくというところが第一段階の結びつきになっておるのでございますが、お話をような点では、今後大学等の教育機関、試験研究機関の成果をこの普及の上に生かして参るといふことについては、いろいろ具体的に私は必要があると思ひますので、十分そういう点は心がけて参りたいと思つております。この機構図については、そこまで入れますことは私はやや行き過ぎがあるかと思ひますので、入れなかつたのでございませう。御注意の趣旨は、十分考へて参りたいと思ひます。

○東隆君 もう一点、私はなぜそういうことを申すかと申しますと、実は畑作農業あるいは水田農業にしても、農家が最近非常に進んでおるわけであり、技術の方面で、それで改良普及員という名前で、一定の資格条件を備えた者がかりに入つてきて、しかも、指導者というよりも、私はそういう人たちが中に入つて、そして試験

場であるとか、あるいは大学であるとか、そういうような方面の人を動員をして、そして一定の研究の機会を持つ、そういうようなことが、これがもう必要なのは専門的に実際に進んでおる部面がだいたいあるわけなんです。酪農問題一つ取り上げてみても、農業高等学校から出てきた人では、これはほとんどお話にならない。そういうふうな状態になつておるものですから、そこでせつかくできた指導所そのものの權威を保持して、そして円滑に仕事をやつていけるような体制を作る、そういう点をやはり相当重視していかねばならぬ。それから場合によつたら、地方吏員になるのですから、官尊民卑のところはいひですけれども、そうじゃなくて、このごろはだいたい官卑民尊のようになつて、そんなに強いのですから、従つてそういうような場合におけることも考えなければならぬと思ふ。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○清澤俊英君 配置場所は、県に配置せられておるのですか。

○説明員(徳安健太郎君) 専門技術員は現在、各一県当り大体十五人おります。

○清澤俊英君 十五人はわかりませんが、その二十三の専門項目に分れているものを、これとこれを兼帯させられるということ、とにかくこれが専門だということになると、幾つくらいになるのですか。

○説明員(徳安健太郎君) 二十三になります。二十三の専門項目であります。

○清澤俊英君 専門技術員は……。

○説明員(徳安健太郎君) 専門技術は非常にこまかく分れております。

○清澤俊英君 そうしますと、この配置でみますと、三年後になりますと、大体一県三十三人くらいの特技普及員が配られるということになる。ここで普及事務所の数に原則にしますと約三十四カ所になるわけですが、そうすると、一普及事務所一人ずつと、このようにすることになりますと、この特技普及員が、なるほど一地区全部であればいいのですけれども、日本の農業としてはそのような形をあまりとらないのではなからうかと思うのですが、そういう場合どれかの専門技術員が一方所に入らず、こういうことになる。先ほどからいろいろ言われている総合的な経営の面にまで立ち至った仕事をすると、非常にこれはせつなく設けられた特技員の制度というものが死んでしまふのではないかと、数字から見ますと、これはどう考えておられますか。

○説明員(徳安健太郎君) これは実は従来の中地区活動のやり方をまず御説明しないと、この点がちよつとおわかりにくいと思うのでございますが、

現在の普及事務所は大体六人ないし七人の普及員がおるわけでございます。この普及員が各町村を、区域を担当して一般的な農家に對するいろいろな相談相手になっておるわけでございますが、それと同時に、その各人が自分のいろいろな特技を組み合せて持ちましまして、特技研修を経て、最近の普及員はある地区を持ちながら、畜産の特技を持つ、あるいは病害虫を持つというように特技と一般活動との組み合わせで活動をやっております。それにさらに来年度からは、たとえば集約酪農地帯とか園芸、畜産の地帯とか、そういうところに一名の特技普及員をさらに配置したい、こういうことを考えているわけでございます。

○清澤俊英君 ちよつとこのところがわかりませんがね。ということは集約酪農地帯には専門の技術員を一人入れるが、そのあとのものは普通の普及員を専門的に教育してそれをやらせよう、こういう形になるのですか。そうしてこの分布がどうも数字から見ると欠けておるところがあるのがね。むしろ専門のものがあつたら、どこか別所に、あるいは試験場とかなんとかという所に集めておいて、必要に応じてそれを出さうにして、いった方が、これだけの数が非常に有効に、あるいは旅費等の経費もかかりますかというふうな思いいます。わざわざ特技普及員というものを配置するということがたゞ一部の技術員しか入らぬ。それが畜産地帯であり、あるいはそれが畜産地帯であつて、同時に果樹の地帯であるというふうなことになるたらどう

するか、どつちかがおろかなものになつてしまわぬか。

○説明員(徳安健太郎君) この特技普及員の千五百何名という数字は、これはいわゆる集約酪農地帯、あるいは非常に家畜頭数の多い普及地区、それから園芸につきましましては、果樹の特産地帯あるいは蔬菜の特産地帯、あるいは畑作で非常に農機具が導入されておる、こういう地帯を組み上げました数字でございます。従ひまして今の御指摘の点につきましては、たとえば畜産が非常に盛んな地帯で、しかも果樹の盛んな地帯があるという場合には畜産と果樹の特技普及員が配置されます。

○清澤俊英君 そうなりますと数が足らぬということになります。これは、足らぬことはさきも言われているからやめませんが、その次に専門技術員の方ですね。これが大体二十三の専門で二十三項目の専門技術員を作るのだ。ところがこれが六百八十九人の専門技術員を各県に配置いたしますと約十五人になる。二十三のうち十五人しか入らぬという、大部分の専門技術員が欠けておるということになる。専門技術員が欠けておる勘定になりますか。

○説明員(徳安健太郎君) 実はこの専門技術員の専門項目というものが非常に、またたえて申しますと、例外的な普及員というふうなものがあつて、非常に多いのは現在大体五百七十二名農業の専門技術員がおりますが、そのうちでなんぞ申しましても多いのは稲の六十二名、これは全国全部、それから畜産がやはり六十二名、それから次に蔬菜が五十四名、土壌肥料の五十三名

というふうになつておりまして、二十

三項目がありますが、実際各県で、たとえば普及員等については非常に特殊な地帯で、たとえば北海道とか茨城とかいうところで必要でありますので、そういうものは四名しかないというふうなことで、重要なものについては大体各県とも専門の項目については配置をいたしておるわけでございます。

○清澤俊英君 これは特殊地帯……、これもやはり特殊の地帯で専門技術員を派遣するというので二十三の専門項目があると思ふのは、これはやはり全部そろえる必要があると思ふのです。そこで確かにそういう配置の仕方、今の考え方からすると非常に欠けた所が出てくる。従つてさきからいろいろ御議論があらましますように、やはり組み合わせの仕方、これは今少し変えたら経済的にいくのではないかと思われる。これは終戦直後に行われた構想は農事試験場は農民のサービス・センターとなつて農民の持つてくるものを中心として研究する。それから研究すべきものは、大学を通じて……、農事試験場が大学に所属して、それを研究していくのだ、この上からくるやつと、下からくるやつとが別な形で、こう出てきておつたかと思ふのですが、それで相当議論になつた私は記憶しておりますが、やはりこの考え方などは、私もあまり専門家じゃないですから、いつも言う通りこまかいことは言いませんが、こういう今の配置を見ましても、そこに何らか欠けているのだ。実際の面においては、非常に御苦心なさるが、欠けている。それを完備しようとする、経費やいろいろなことがあつてできない。実に不完備なものができ

る。一つ金を使うにも思ひ切つたこの段階にきたら改革を考えられて、根こそぎからのこういうもののあり方を考えられることが非常にいいことじゃないかと思ふのであります。これはどうなんですか。

○政府委員(瀬戸山三男君) 今私の専門外であります。いわゆる専門員の二十三種類というものは、先ほど普及部長から申し上げましたように、必ず各県に二十三種類の技術員がいるということではなしに、全国の農業問題について専門を区分けすると二十三種類ある、そのうちの必要なものを県にそれぞれ配置いたしておりますが、もちろん必要でない所がある、先ほど申し上げたような事情で。たとえば畜産加工においても、そういう専門技術員が各県におつてということではなしに、これは全国数府県にしかおらない、こういう事情があるわけでありまして、もちろん今清澤さんも御指摘の通りに、予算その他の関係で必ずしも十分とは考えておりませんが、今お説のようなことも十分考慮いたしまして完備に努めたい、こういうふうにして思つております。

○上林忠次君 中地区にするか小地区にするかというふうな問題で長らくもまれた歴史を持つておるのであります。が、いよいよ中地区にしたということでありまして、もちろん技術の発展も最近高度化しつつありまして、これまでのようなよろずの指導員じゃとていかならないのだというふうになつておるのであります。私は何力町村かを一括した普及員の集合体を作つて総合的な普及をしてもらふ、また連絡調整をしながら高度の技術を普及、促進さ

せてもう、これはけっこうだと思ひます。しかしながら先ほど堀本さんからも話が出たように、耕作者が実際考へておられますのは、実際相談相手になつてもらいたいのは、町村にやはり駐在してもらいたい。その端能な技能を有しなくても、何でもよろず屋の相談ができるという人がほしいのだといううな地区が相当多からう、またあるいは全国的に見てもそういう数字が多いのじゃないか。これまでも前の保利農林大臣のときも私お伺ひしたのでありますが、今の普及員じゃ足らぬじゃないか、少くともこの倍にしなくちゃいかぬじゃないか、倍にしてあの現在の高度の技術を涵養していただく、普及していく。今の普及員はそれは一括してあるところに普及所を設けて総合的な指導をしてもらうのはいいですけれども、それから引き継いだ町村別の、昔の町村別です。ああいううな末端にほんとうに朝晩指導してくる人がおつたらいいのじゃないか。それがほんとうの農業指導の末端の第一線の仕事をしておるので、それが今度大きくなる、その増員をしませんかという話をしたのであります。なかなか養成するやうな願ひがなかったであります。もちろん今の普及員程度の人數でも国家の補助金が三分の二が二分の一になるということになると、すぐ果は、今でも足らぬのだから、二分の一になつたら人數を減らすぞと、かえつて指導員から今よりもまだ弱体になるぞというやうな、今の予算の現状あるいは農業指導員に対して無理難な社会の現状を見ますと、それは増員はできぬと思ひますが、私は何とかして協同組合に置いてもいいし、役場に

おいてもいいが、末端にもう少し手足をとるやうな親切な行動のできる指導員を置いたらいけないかという氣持が今でもしてあるのではありません。これは小地区の指導員は要らぬというやうな結論が出た現在としましては、どうも解決がついたやうなこともあつたかもしれませんが、私はやはりそれはそういうやうな人がほしいのだ、そういう専門家としてももちろんこれはなければ農業の高度の発展もしませんけれども、この現在の数では足ぬのじゃないか。末端までの施設をしていくのには、先ほど申しますやうな予算の關係なり、今の窮状ではできないということになりますと、今の食糧管理の方に使われたい人近くもおる。もちろん食糧管理は今もやつておりますし、統制は今度はずれたやうな格好になつておりますが、管理はなさる、また将来も続いてなされると思ひますけれども、食糧統制の時代から見たら、少くとも食糧庁の方の事務に携つておる人も、少しは余裕が出ておるのではないかと。この人の将来ということ考えますと、食糧管理の情勢次第では相当余りが出てくる。余りが出てきたときに、この人たちの職務をどうするか、こういうやうな農業系統の学校を出た人たちが多いのであります。この人を再訓練をして技術指導に当らせたらどうか。また試験をして適任者を抜擢してもいい。第一線のよろず屋式の人を置いたらどうか。今の普及事務所に働いておるあのメンバーのワン・セットとは別に、ほんとうの、先ほど堀本さんの言われたやうな、経営あるいは農業経済全般を通じて技術的な方面も入れてよろず屋

の指導をする人が必要ではないか。私は申しますならば、あの部を今の倍ほどに増員をしたら、その各場所へ設置してもらつて、小地区の色彩をそこへ入れていくというのが理想でありますけれども、それができないなら、それなら今の現在の食糧庁の職員の一部も余つておるときに、余つておるとは言いませんけれども、楽になつた程度は定員を転用して訓練をしたらどうかというやうな御意見ですか。○政府委員(永野正三君) 私どももいたしましては、いろいろな制約があつて、必ずしも思ふやうにも参りませんが、けれども、中地区制の総合的な指導と、それからなるべく農民の手近なところに普及員が駐在する。今の市町村の単位を受け持つております普及員の制度、この両方の制度をなるべく生かして使つていくことに今後も努力して参りたいと思ひます。あるいは普及員の數を相当ふやしますれば、これが一番解決になるのではないかと。ただいま食糧庁関係の職員を使つたらどうかという具体的な御意見がございまして、それが、それらにつきましては、相当まだいろいろ考へなければならぬ問題が出てくると思ひますので、この席で私から、これが一番適當であるとお答えをするわけにはいかないのをごさいます。今後情勢によりまして検討していきたいと、こう思ひます。○委員長(重政廣徳君) 他に発言もないようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。○委員長(重政廣徳君) 御異議ないと認めます。

本日は、これにて散会いたします。午後三時四十七分散会。三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めの件。地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めの件。輸出検査法(昭和三十三年法律第九十七号)の施行に伴い、左記の通り、輸出品検査所の支所を設置する必要があるため、その設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定により国会の承認を求め。記

| 支所の名称        | 位置   |
|--------------|------|
| 神戸輸出品検査所大阪支所 | 大阪市  |
| 門司輸出品検査所     | 鹿兒島市 |

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。一、寒冷地農業確立に關する特別立法措置の請願(第一二五八号)一、米の事前渡申込制概算金精算に關する請願(第一二七一号)一、寒冷地農業確立に關する特別立法措置の請願(第一二七七号)

請願者 札幌市北三西六北海道庁内北海道農地農業確立対策促進連絡協議会 内 二瓶榮吉 紹介議員 東 隆君 園において、北海道畑作対策が取り上げられ、本年度いよいよ寒冷地農業振興対策が実施されることになつたが、現在までに明らかにされたところによると土地条件の整備拡充等に関する諸事業との関連が具体化されていなければならぬ、かねて要望中の負担整理促進についても積極的対策が示されていらない等不安の点があるから、全道農家の懇願である長期総合的な寒地農業の確立に關して、(一)寒地農業確立対策対象地域の設定、(二)地帯別農業類型の公定、(三)寒地農業振興計画の策定、(四)寒地農業振興資金の導入等の特別立法措置を講ずるとともに、農家負債整理対策についても特別立法措置の実現を今国会においてさらに配慮せられたとの請願。

第一二七一号 昭和三十三年三月十七日受理 米の事前渡申込制概算金精算に關する請願 請願者 宮崎市宮田町一ノ九七 宮崎県農業協同組合中央会長 温水三郎 紹介議員 平島 敏夫君 宮崎県における早期水稲の栽培は、西南暖地水田生産力増強の一環として、又本県の立地条件から防災農業の基幹として、昭和三十三年度は七千町歩と飛躍的伸張をみつつあるが、事前渡申込制集荷要綱第六項第二号による概算金の精算方式により、普通水稲と早

期水稻を含む予約申込をした場合、早期水稻の売渡代金から概算金全額を精算することとなり、生産農家の生産及び売渡意欲をいちじるしく阻害する反面、又ヤミ米の増高を助長する傾向にあるから、米の事前売渡申込制による概算金については早期水稻と普通水稻別に区分精算の措置を講ぜられたいとの請願。

第一二七七号 昭和三十三年三月十七日受理

寒冷地農業確立に関する特別立法措置の請願

請願者

札幌市南八条西四丁目  
北海道寒地農業確立対  
策促進連絡協議会内  
岡村文四郎外十九名

紹介議員

西田 信一君 堀  
末治君

この請願の趣旨は、第一二五八号と同じである。

本日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業改良助長法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十九日）